

論
説

核兵器不拡散条約体制と核軍縮

——NPT第六条の形成と展開——

黒
沢
満

目次

まえがき

一 第六条の形成過程

(一) 非核兵器国の提案

(二) 核兵器国の立場

(三) 第六条の形成

二 第六条の意義

(一) 核兵器国による評価

- (二) 第六条への批判
 - (三) 第六条の法的内容
 - (四) 第六条の重要性
 - (五) 第六条と再検討会議
- 三 第六条の履行の再検討
- (一) 第一回NPT再検討会議
 - (二) 第二回NPT再検討会議
- 四 核兵器不拡散と核軍縮との関連
- むすびにかえて——

ま え が き

核兵器不拡散条約(NPT)体制は、さまざまな矛盾をかかえながらも、一九六〇年代後半以降、現代国際社会における基本的枠組の一つとなっている。新しい核兵器国の出現を防止することを主要な目的とするこの体制は、インドの核爆発を防止できなかったが、すでに一二〇国近くの非核兵器国が条約に参加し、条約規定を遵守している。今までのところその主要な目的をほぼ達成していると言えよう。

しかしNPT体制がかかえる最大の課題である核軍縮との関連、つまり核兵器不拡散と核軍縮の相互の関連についての問題は、ほとんど解決されていない。NPT体制の成立以降、米ソ両国を中心とする核兵器国の核軍備競争はさらに強力に推し進められている。NPT体制が成立して以来、核兵器及びその運搬手段を規制するいくつかの条約が締結されたことは確かであるが、核軍備競争はさらに勢いを増しつつ継続されている。

NPT体制において核兵器不拡散と核軍縮の関連を規定しているのはNPT第六条であり、この規定は条約の中で最も重要な規定であると言われている。すなわち、第六条は核兵器国の将来の核軍縮に関して規定しており、ここにおいて、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスの問題が解決されるべきであると考えられていたし、また将来のNPT体制の生存可能性も第六条に大きく依存するものと考えられていた。

本稿の目的は、核兵器不拡散条約体制における核軍縮の意義を明らかにすることである。そのためまず第一に、NPT第六条の形成過程におけるさまざまな議論、特に核兵器国と非核兵器国の意見の対立を考察し、次に、条約成立時の議論や第六条の法的内容などを検討することにより、NPT第六条が核兵器国の核軍縮に対してもつ意義を明らかにする。さらに、一九七五年及び一九八〇年のNPT再検討会議での議論を中心として、条約成立以後のNPT第六条の履行を検討し、最後に、NPT体制内における核兵器不拡散と核軍縮との関連についての問題点を明確にする。

本稿は、NPT体制の包括的研究⁽¹⁾の一部を形成するものであるとともに、NPT体制の中で最も重要であると考えられている核軍縮の問題を、核兵器不拡散との関連で検討するものであり、NPT第六条の形成、意義及び展開に関する研究である。

註

(1) この問題意識の下で筆者はすでに、「核兵器不拡散条約体制の起源」、『法政理論』第一五卷第三号(一九八三年三月)、「核兵器不拡散条約体制の基本構造——NPT第一・二条の形成と展開」、『法政理論』第二六卷第一号(一九八三年九月)、「核兵器不拡散条約体制と保障措置——NPT第三条の形成と展開」、『法政理論』第一六卷第二号(一九八三年二月)及び「核兵器不拡散条約体制と原子力平和利用——新しい不拡散政策の批判的検討」、『法政理論』第一六卷第三号(一九八四年三月)を発表した。

一 第六条の形成過程

(一) 非核兵器国の提案

NPTの具体的な交渉は一九六五年に開始されるが、その時期においても核兵器不拡散と核軍縮との関連について、特に、核兵器不拡散措置と核軍縮措置を同一の条約の中で規定すべきか否かについて、核兵器国と非核兵器国の間に鋭い議論の対立が存在していた。この時期における非核兵器国の主要な主張は、以下のインド、スウェーデン、イタリアによるものである。

まずインドは、一九六五年五月四日の軍縮委員会において、「我々は、一層の拡散の防止のみならず現在の拡散の逆行をも望んでいる。……現在の核兵器国がその恐るべき軍備を維持し続け、さらに新しい国が核プログラムに

乗り出す時に、諸国家に対し核兵器生産のプログラムを永久に放棄するよう求めるのは非現実的であることは、総会の多くの代表により指摘されている。」と述べつつ、拡散問題の総合的な解決の基礎として以下の要素を列挙している。

- (1) 核兵器または核兵器技術を他国に移譲しないという核兵器国の約束。
 - (2) 核兵器を所有していない国に対して核兵器を使用しないという約束。
 - (3) 核兵器能力をもつ国またはもとうとしている国により威嚇される国の安全保障を確保するための国連を通じての約束。
 - (4) 包括的核実験禁止、核兵器と運搬手段の生産の完全な凍結並びに現存の貯蔵の大幅な削減を含む軍縮に向けての具体的な進展。
 - (5) 核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束。
- インドは、「これのみが、核兵器拡散問題を解決しえる性質をもつ総合的な提案であり、この総合的プログラムの一つまたは二つの孤立した措置は十分ではない。」と述べ、五項目にわたる措置の総合的解決を提案して⁽¹⁾いた。
- さらに、この提案に関して、インドは、「この提案の基本的特徴は、軍縮に向けての具体的な進展に関するものである。合理的かつ受諾可能な不拡散条約にとって、これは不可欠の必要物である。他のものは周辺のなものである。……条約の第一段階は、核兵器国の義務を規定すべきである。この部分的条約の下で、核兵器国は第一に、核兵器または核技術を他国に移譲しないことを約束する。第二に、核兵器国は核兵器と運搬手段のあらゆる生産を停止し、その現存の貯蔵を削減するプログラムを開始することに合意する。第三に、核兵器国は我々が提案した五点からなるプログラムの他の措置をこの部分的条約に含めることに合意する。……この条約が発効し、すべての生産

を停止し、貯蔵の削減を開始するための措置がとられた後、条約の第二段階すなわち包括的条約が作られる。それは核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束を規定している。⁽²⁾と詳しく説明し、特に、核兵器国の核軍縮の義務が先に履行され、その後非核兵器国の核兵器不拡散の義務が効力を発生すべきであると主張している。

インドの基本的な考え方は、核兵器拡散 (proliferation) の概念の中にいわゆる垂直的拡散と水平的拡散の両者を包含し、前者を「現在の拡散」、後者を「一層の拡散」と呼び、前者がより重要であるとするものである。この考えは、「一層の拡散は現在の拡散の結果なのであり、我々は病気をそれ自体を処置しないならば、治療することはできない。病気を無視し、あまいな徴候と潜在的核兵器国の非現実的ナリストを取り扱うことにより、我々は病気をさらに手に負えないものになっている。……不拡散の基本的問題は現在の拡散を停止し逆行させることである。

……拡散の問題は確かに核兵器国と非核兵器国に関連しているが、それは主として前者に関連しており、二次的に後者に関連している。⁽³⁾と主張しているところにも明確に示されている。

ENDCへのインド代表であった Trivedi は、不拡散の問題は、第一に核兵器の移譲・受領という拡散 (dissemination) の禁止、第二に核兵器国と非核兵器国の両方による核兵器の生産の禁止、そして第三に核兵器の現存の貯蔵の削減、の三つの問題を取り扱わなければならないと述べ、特に第二のすべての国による核兵器の生産の禁止が最も重要で、不拡散条約の第一条に置かれるべきであると主張している。⁽⁴⁾

Morgenthau も、「現在の核兵器国がその国家政策として核兵器及び運搬体系の増強で競争を続けている限り、他の国家がその先例に従うのを防止できる可能性はないように思える。核拡散は核軍備競争の空間的拡大にすぎない。前者は後者を停止させることによってのみ防止できる。⁽⁵⁾」と述べ、核軍備競争停止の措置がまずとられるべき

ことを主張している。Schwarzも、非核兵器国が核兵器を取得しようとする動機を取り除くべきであるとして、「大
国の核能力の大規模な削減は、非核兵器国をそのままどまらせる最も効果的な手段であるだろう」と主張してい
る。⁽⁶⁾

さらにBunnも、米国の不拡散プログラムの要素として、(a)不拡散条約、(b)IAEA保障措置、(d)核攻撃に対す
る非核兵器国の安全保障と共に、(c)核兵器を所有しないという各国の決定を引き出すような雰囲気を作り出すため、
核兵器国は核軍縮に向けての進展の証拠を示さなければならないし、核兵器国自身の核兵器開発に対する制限を受
け入れなければならない、と総合的な解決を示唆している。⁽⁷⁾

しかし、インドの総合的な提案に対して、Bunnは、「それぞれの措置が交渉に際して困難な問題を含んでいる
ので、不拡散協定の代価としてこのパッケージ全体に関し合意を得る可能性はほとんどないであろう。」と現実的
な観点から批判している。⁽⁸⁾

次に、スウェーデンは一九六五年五月一〇日の軍縮委員会において、「我々は、個別的な措置ではなく、同時に
合意されるべきパッケージに結合されたいいくつかの要素を優先すべきであると考える。そのようなパッケージは、
うまく統合された措置から構成されなければならないし、軍備の縮小あるいは少なくともかなり広い分野における
現状の「凍結」を達成することを目標とし、核兵器国及び非核兵器国の両者による積極的な貢献の機会を与えな
ければならない。」と述べ、以下の三つの措置をパッケージとして提案している。

- (1) 地下核実験を含む包括的核実験禁止。
- (2) 軍事目的の分裂性物質のすべての生産停止。

(3) 核兵器の拡散を防止するための協定⁽⁹⁾。

このパッケージ提案の理由として、スウェーデンは、「軍縮措置の結合の方が好ましいと考える主要な理由は、バランスの問題に関連している。安全保障への影響が不公平でないようにバランスを達成しようとする場合、もし一つの措置に関してのみ変化が導入されるならばそれは解決とはならない。さまざまな重要性をもついくつかの措置を慎重に選び、一貫した計画に結びつけるならば、それによってもたらされる犠牲はもつと公平に分担されることになるであろう。」と説明している⁽¹⁰⁾。

このスウェーデン提案は、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスあるいは犠牲の公平な分担という基本的な考えに基づいており、核兵器不拡散と核軍縮は別の概念として把握されているが、核兵器不拡散措置と同時に包括的核実験禁止及び兵器目的核分裂性物質の生産停止の措置がとられるべきであると主張している。前者は核兵器の質的開発を凍結し、後者はその量的開発を凍結するものである。

軍縮委員会及びENDCへのスウェーデン代表であるMyrdalは、これらの提案の背景を以下のように説明している。すなわち、核兵器不拡散の目標に到達するには二つの異なった方法があり、一つは条約に拘束される政治的合意によって不拡散を達成しようとする「古典的」アプローチで、もう一つは、核兵器の取得を実質的に不可能にするような協定によって不拡散を達成しようとする「インストウルメンタルな」あるいは「オペレイショナルな」アプローチである。その二つのアプローチを、実効性という技術的角度及び受諾可能性という政治的角度の両方から検討するならば、どちらの面においてもインストウルメンタルなアプローチが秀れている。そのアプローチの一つは兵器目的核分裂性物質の生産停止であり、もう一つは地下核爆発の禁止である。最も重要なのは、この二つの

措置が必要な二重の目的、すなわちすべての国によって犠牲が分担されること及び恐るべき軍備競争を制限する効果を必ずもつことという目的を達成することである。⁽¹¹⁾

Beaton も、不拡散戦略の主要な要素としてスウェーデン案に近い考えを示していた⁽¹²⁾、Chalfont も、不拡散と他の軍備管理措置の緊密な関係に留意することが必要であるとして、現在の核兵器国及び潜在的核兵器国による核兵器の製造禁止を含む不拡散条約、並びに包括的核実験禁止条約を挙げ、多くの非核兵器国は包括的核実験禁止条約が核兵器国と非核兵器国に公平な負担を課すと主張していることは、全く正当であると主張している。⁽¹³⁾

さらに核兵器国と非核兵器国の負担の共有に関して、Albonetti は、「とにかく、核分野におけるいかなる条約も、国際緊張を減少させ平和をうまく組織するのに有効であるためには、核軍備を所有する国と所有しない国との負担と義務の真の共有に基づかなければならない。」⁽¹⁴⁾とその重要性を述べている。

第三に、イタリアは一九六五年七月二十九日に ENDC において、「核兵器国及び非核兵器国の両方の義務から成る草案を合理的な期間内に作成することが不可能であるならば、イタリア代表は非核兵器国に対しイニシアティブをとるよう訴える権利を保持する。そのイニシアティブは、非核兵器国自身の見解を害することなく、一定期間核兵器の拡散にモラトリアムを設定することである。非核兵器国は核兵器で装備することを一定期間一方的に放棄することに合意するが、その期間内に上述の要求（安全保障の強化及び核軍縮の進展）が満たされない場合には非核兵器国は再び行動の自由をもつという了解の下にそうすることは十分考えられる。このようにして、核拡散に対する危惧に一時的休止が与えられ、さらに核兵器国に対して一般的協定の締結を促し、そうして核軍縮のプロセスを速めるよう圧力と説得の要素が創り出されるであろう。」⁽¹⁵⁾と述べ、その内容に従って九月一五日に、核兵器不取得

に関する一方的宣言案⁽¹⁶⁾を提出している。

特に、モロトリアムの期間が終了した場合に、その約束を延長するかどうかを決定することになっており、その宣言案はその際に考慮すべきものとして、「核兵器の拡散を防止し、核軍備競争を停止し核軍備を削減するための国際協定に向けての進展がみられたかどうか」という点を挙げてゐる。

ENDCへのイタリア代表のCavallettiは、この暫定的な取決めという考えが生じた背景として、ソ連が公正な不拡散条約に反対していること、非同盟諸国が他の問題をも含むもっと広い条約を望んでいること、交渉が進展していないこと、及び核兵器の拡散を停止することが極めて緊急であることの四つの要素を挙げてゐる。⁽¹⁷⁾

以上の三つの提案は、すべて核兵器不拡散と核軍縮とを結合させるといふ点において共通している。すなわち、非核兵器国にのみ義務を課するような形での核兵器不拡散の措置は、非核兵器国にとっては受け入れられないものであるから、核兵器国も核軍縮に関する一定の措置をとることによって、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを維持しようとするものである。

しかし、核兵器不拡散と核軍縮の実施の時期に関して三つの提案はそれぞれ異なっている。インド案の初期の主張では、核兵器国の核軍縮義務の履行の後に非核兵器国の不拡散義務が実施されるべきであると考えられていた。インドの後には一定の軍縮措置、特に核兵器の製造禁止が核兵器不拡散と同時に行なわれるべきであるとその主張を和らげている。

スウェーデン案は、核兵器不拡散の義務と同時に、核兵器国が包括的核実験禁止及び兵器目的核分裂性物質の生産停止の措置をとるべきことを主張している。最後にイタリア案は、まず非核兵器国が核兵器不拡散の義務を自主

的に引き受け、それらをしてこととして核兵器国に対し核兵器不拡散その他の軍縮措置をせまっていこうとするものであった。

インド案とスウェーデン案では、核兵器国と非核兵器国の対立が常に中心におかれていたのに対し、イタリア案はその側面を当然に含みつつも、さらに米ソの対立という側面をも考慮していた点で前者とは大きく異なる。この違いは前の二つの提案が正式の条約の作成による全体的な解決を目指していたのに対し、イタリア案は正式の条約に至るまでの暫定的なものと考えられていたことにも反映されている。したがって米ソ間で不拡散条約の基本的義務に関して合意が成立し条約への交渉が進展することにより、イタリア案はその意義を失っていくことになった。

しかし、非核兵器国のイニシアティブにより核兵器不拡散を達成し、そのことにより核兵器国に対し核軍縮をせまるという考えは、実際には採用されなかったが、核兵器不拡散の問題は基本的には非核兵器国の問題であること、さらにそのことよって核軍縮への道を開く可能性があることを指摘している点で高く評価されるものである。

ENDCに参加している非同盟八カ国は、核兵器不拡散問題に対するそれらの国の基本的態度を一九六五年八月五日の覚書⁽¹⁸⁾において明らかにしたが、核兵器不拡散と核軍縮の関連について、まず、「核兵器不拡散条約はそれ自体目的ではなく、目的に対する手段にすぎない。その目的は全面完全軍縮、そして特に核軍縮の達成である」と述べ、さらに具体的に、「八カ国の代表は、核軍備競争を停止させ、核兵器及びその運搬手段の貯蔵を制限し、削減し、廃棄するための具体的措置が核兵器の拡散を禁止する措置と結びつけられるか、またはそれに引き続いて行なわれるものでなければならないことを確信している」と規定している。

この覚書の前半部分、すなわち核兵器不拡散はそれ自体目的ではなく、核軍縮に向けての一つの措置であるとい

う考えには一般的な合意が見られる。一九六五年一月一九日に採択された国連総会決議 2028 (XX) に規定されている核兵器不拡散条約を交渉する際の諸原則の第三においても、「その条約は全面完全軍縮、そして特に核軍縮の達成に向けての措置でなければならない」という原則が含まれており、核兵器国もこの原則に合意している。

問題となるのは、非同盟諸国の覚書の後半部分である。それは、核軍縮措置が核兵器不拡散措置に結びつけられるかまたはそれに引き続いて行なわれるべきである、と複雑な形で規定している。

このような規定の仕方になった一つの理由について、インドは、ある種の核軍縮の措置、たとえば核兵器生産停止のような措置は核兵器不拡散と同時に実施されるべきであり、他の措置たとえば核兵器の削減などは核兵器不拡散措置がとられた後に引き続いて行なわれるべきである、という考えを反映するためであると説明している。⁽¹⁹⁾

しかしさらに重要な理由は、非同盟諸国の中においても、核軍縮措置と核兵器不拡散措置を同一の条約の中において同時に実施するような直接的な結合を主張する国と、まず核兵器不拡散に関する条約を作成し、その条約の中において核軍縮に関する措置が引き続いてとられるようにすべきであると主張する国とが存在したことである。前述のインド案やスウェーデン案は直接的な結合を主張するものであるが、たとえばアラブ連合は以下のように主張している。

条約は、核兵器国が核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を制限し、削減し、廃棄するという法的義務を引き受け、その目的のために、適切な具体的措置に関して合意に達するための交渉を継続し促進するという別個の条項を含むべきである。⁽²⁰⁾

一九六六年の非同盟八カ国の覚書は、「個々の軍縮措置は条約の中にその規定の一部として、あるいは意図の宣

言として具体化されうるであろう⁽²¹⁾」と述べ、核兵器不拡散の後に行なわれるべき核軍縮措置を、意図の宣言として規定する可能性を示唆していた。

(二) 核兵器国の立場

核兵器国は、核兵器不拡散の問題と他の核軍縮措置を結合することには一貫して反対し、両者を同一の条約の中で取り扱うことにも反対していた。核兵器国は、まず核兵器不拡散条約の作成に取り組むべきであつて、そのことにより核軍縮の交渉が容易になるであろうから、核兵器不拡散問題の解決が先決であると強く主張していた。

その理由の第一は、核兵器不拡散を他の軍縮措置に結合させることによりそれらの交渉はさらに困難になるので、核兵器不拡散条約自体の成立をも損うことになる、というものである。たとえば米国は、「重要なことは可能な時に可能なところで進展することである。ある協定を他の措置に依存させ、その結果完全な行詰りとなり、重要な軍備管理軍縮の進歩の機会を妨げるようなことは注意して避けなければならない。」と主張しているし、ソ連も同様に、「一連の措置を一つのパッケージに結合したり、これらの一つの措置に対する合意を他の措置の履行に依存させたりすることは、我々の目的にとって有益でないと思われる。我々の考えによれば、そうすることはすでに極めて困難である交渉をさらに複雑にするだけである。」⁽²³⁾と述べており、英国も同様の見解を示している。⁽²⁴⁾

第二に、国連総会決議 2028 (XX) に含まれる諸原則、特に核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという原則の解釈に関しても、核兵器国はその原則は核軍縮措置との結合を要求するものではないと主張している。たとえば米国は、「我が政府は、この原則により不拡散協定が何らかの措置——たとえば米国が提案したものであれ——に

条件づけられなければならないとは考えない。……また決議 2028 (XX) に賛成した多くの国も、核兵器及び運搬手段の生産停止が決議で要請されている不拡散条約の中に含まれなければならないとは考えなかったであろう。⁽²⁵⁾」と述べている。

第三に、核兵器国は、核兵器不拡散措置は主として非核兵器国の安全保障を強化するものであると主張する。これは、核兵器不拡散は非核兵器国にのみ一方的な義務を課すものであるから、その補償として核兵器国の核軍縮義務を強調する非核兵器国の主張に反論するものである。すなわち、核兵器の拡散は核兵器国と非核兵器国の安全を危うくするが、その影響は核兵器国に対するよりも非核兵器国に対する方がより大きいものとなるので、核兵器不拡散条約は非核兵器国の安全により大きな利益を与えるという主張である。⁽²⁶⁾

これらの三つの主張に基づいて、核兵器国は核兵器不拡散条約と核軍縮措置の結合を全面的に拒否した。このことは、一九六五年八月一七日の米国条約案及び一九六五年九月二四日のソ連条約案が本文中に核軍縮に関する規定を置かず、それぞれの前文において全面完全軍縮あるいは核軍縮に言及しているだけであったことにも反映されていた。

核兵器不拡散と核軍縮との関連についての以上の核兵器国の態度に関しては、Burns の以下のようなコメントが有益である。

核兵器の拡散が生じれば、核軍縮もその他の軍縮もありえないだろうし、遅かれ早かれ核兵器が戦争において使用されるようになるだろう。その場合には最大の破壊的な兵器が用いられる可能性がある。以上のような主張の逆もまたたぶん真実であろう。すなわち、現在の核兵器国により核軍縮が行なわれないならば、その数は増加し同様の結果を招くであろうという蓋然

性がますます大きくなるだろう。⁽²⁷⁾

この分析の前半部分は、核兵器国の論理に明らかに表われているが、後半部分は核兵器国の論理に全く欠けている側面である。

(三) 第六条の形成

核兵器不拡散と核軍縮の関連についての核兵器国の立場と、インド及びスウェーデン等の立場は全く異なりかつ対立するものであった。このような状況において、いくらかの国は両者の立場の妥協として、核軍縮に関する核兵器国の意図の宣言という方法を提案していた。

ブラジルは、条約と共に、意図の宣言により第一に核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を制限し、削減し、廃棄するための具体的措置をとること、第二にすべての核兵器実験を停止することを約束するよう提案しているし、⁽²⁸⁾メキシコも、核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を、最終的には廃棄するために、漸進的に削減し制限するための具体的な措置を実施させるような協定を交渉するという核兵器国の意図の宣言を条約の中に含めることを提案していた。⁽²⁹⁾このような考えは、アラブ連合のほかに、英国やカナダによっても積極的に支持されていた。

この方式は、非同盟諸国の覚書の用語を用いるならば、核軍縮措置が核兵器不拡散措置と結びつけられるのではなく、核軍縮措置が不拡散措置に引き続いて行なわれるという側面にあたる。議論の中心は、核兵器不拡散条約の成立を当面の目標としながらも、その後の核軍縮の進展を条約の中でどのようにして確保するかという問題に移っ

ていった。

核兵器国も、核兵器不拡散条約はそれ自身目的ではなく、核軍縮に向けての第一歩にすぎないという点をしばしば強調していたので、意図の宣言という方式に反対することはなかった。残された問題は、この方式を具体的にどのような条約の中に規定するかであった。

M L F問題に関する米ソ間の対立が解消された後、一九六七年八月二四日に米ソ両国は同一条約案を提出し、ここにおいて条約の中心規定である第一・二条は確定された。核軍縮に関する規定は本文中には何もなく、前文において、現行条約の前文第八項前半、第九項、第一一項に当たるものが含まれていた。さらに第五条三項において、再検討会議が五年後に予定されていた。

これらの規定に関し、米国は、「再検討会議は一層の軍縮措置の問題と関連している。……これらの前文の規定は条約の目的を述べており、これらの目的の達成に向けての措置は再検討会議により吟味される。したがって、核軍縮への特定の義務は規定されていないが、これらの前文の規定を第五条の再検討に関する条項と結びつけるならば、それはこの問題に対する最も現実的なアプローチを提供するであろう。」と述べ、前文における意図の宣言と再検討会議との組み合わせにより、この問題は最もよく処理しよう」と説明している。

しかし、この条約案が核軍縮に関する規定を本文中に含んでいないことに関して、多くの国の批判を招いた。まずメキシコは、核軍縮に関する新しい条項を本文中に挿入すべきであると主張し、以下のような規定を提案した。

締約国である各核兵器国は、すべての核兵器実験の禁止、核兵器の製造停止、すべての核兵器の現存貯蔵の廃棄、国家軍備からの核兵器とその運搬手段の除去に関する協定に到達するために、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的か

つ完全な軍備縮小に関する条約について合意に達するために、できるだけ速やかにかつ忍耐強く誠実に交渉を行なうことを約束する。⁽³¹⁾

メキシコは、「核兵器不拡散条約はすぐ将来に核兵器国により履行されるべき個々の軍縮措置を含むべきであると主張することは、核兵器不拡散条約それ自体に反対するに等しいであろう。」という基本的認識に立ち、「核兵器国は彼らの間で将来軍縮協定を締結することを現実的に約束することはできないが、そのために努力することを約束することは確かに可能である。すなわち、核兵器国はそのような協定を締結するために誠実に交渉を開始し継続することを引き受けることは確かに可能である。このことがまさにこの義務に与えたいと思っている目標である。その義務は条約の本文中に規定されなければならない。それは制裁を伴っていないので明らかに不完全な義務であるが、それは意図の宣言以上のものである。」と、条項案の内容及び意義を説明している。⁽³²⁾ この提案は、アラブ連合、スウェーデン、エチオピアなどに支持されていた。

さらに強硬な非核兵器国の見解は、核軍縮に関して一定の期限を設定しようとするものであり、ルーマニアは以下のような新しい条項を本文中に含むべきであると主張していた。

1 締約国である核兵器国は、核兵器の製造の停止及び核兵器とその運搬手段の削減と廃棄をできるだけ速やかに行なうための特別の措置をとることを約束する。

2 本条約の効力発生後五年たつてもそのような措置がとられない場合には、締約国はその状況を審議しとるべき措置を決定する。⁽³³⁾

この提案の目的として、ルーマニアは、この条約を核軍縮の達成へと導くよう考案された複合的な措置の枠組の

中に置くことであると述べ、この提案は特定の軍縮措置を実行するという核兵器国の義務を定めており、不拡散条約に実体と活力と永続性を与えることを意図していると説明している。⁽³⁴⁾

ルーマニア案に似かよったものとして、Olgard も、NPTの代替案として、第一段階として条約第一条及び第二条の内容をもつ予備的NPTを五年の期間で締結し、その期間内に一層の軍縮措置が交渉され合意されること、及び最終的なIAEA査察手続が交渉され合意されることとし、これらの交渉が成功裡に完結することを条件として、第二段階として最終的なNPTが作成され署名されるべきであるという提案を行なっている。⁽³⁵⁾

核軍縮の達成に期限を設定することにより核兵器国の義務を厳格にしようとするルーマニアの考えは、ビルマやインドの支持を得たけれども、核兵器国はルーマニア案は核兵器不拡散と核軍縮を直接に結合させるものであると考へ、以前のインド案やスウェーデン案に反対したのと同様の理由で強く反対した。

しかし、核軍縮に関する規定を条約本文中に挿入すべきであるという多くの非核兵器国の主張に影響され、米ソ両国は、メキシコ案の考へに沿って、一九六八年一月一八日の条約案に以下のような新しい第六条を含んでいた。

各締約国は、核軍備競争の停止及び軍備縮小に関する効果的な措置について、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。

この新しい条項案の意義について、ソ連は、「この条項は多くの代表達の希望を反映しており、軍縮問題の解決に向けて迅速に進展するためあらゆることを行なうという条約当事国の決意の表明となるであろう。」⁽³⁶⁾と述べ、米國も、「新しい条項案は、核軍備競争の停止及び核軍縮に関する効果的な措置に向けて努力するという核兵器国の責任の厳肅な確認を形成している。」⁽³⁷⁾と説明し、さらに、「現在の第六条は、核軍備競争を停止させる一層の措置に

向けての必要な推進力を提供するという本質的な目的に有益であるし、しかも条約の早期の締結に障害とならない。⁽³⁸⁾と述べているように、核兵器国はこの新しい第六条を高く評価している。

この時期においても、インド、ルーマニア、ブラジル、スペインなどは、条約の中に核軍縮の直接的な義務を規定すべきであると主張し、新しい第六条に対してもその側面から批判していたが、核兵器国はこの点に関しては以前と同様に絶対反対の意思を表明していた。

他方、かなり妥協的なものとして提案されたメキシコ案に基づいて、新しい条項案が米ソにより示されたのであるが、両者は以下の三点において異なっている。

第一に、メキシコ案に規定されていた個々の具体的措置は、新しい条項案ではすべて削除されている。米ソ両国は、条約本文中の軍縮交渉義務に関して具体的措置を規定することに反対している。その理由として、ソ連は、「多くの軍縮の問題に関して、現在諸国家間にかんがりの意見の相違があることを考慮しないわけにはいかない。したがって条約第六条に何らかの個別的な軍縮問題の解決に関する義務を特定することは、核兵器不拡散条約の交渉の障害となるだけでなく、条約への合意達成をさらに困難にする。」⁽³⁹⁾と説明している。

この点に関し、交渉の最初から包括的核実験禁止の措置を強調していたスウェーデンは、一九六三年の部分核実験禁止条約を引用し、包括的核実験禁止に向けての努力を要請する条項を前文に含めるよう提案した。⁽⁴⁰⁾この提案は後の米ソ条約案で採用され、現行条約の前文第一〇項となり、具体的な軍縮措置の中で最も重要なものとして条約前文中に規定されている。

第二に、メキシコ案においては義務の主体は各核兵器国であり、全面完全軍縮に関する部分以外の具体的措置は

すべて核兵器に関わるものであった。しかし新しい第六条においては、義務の主体は各核兵器国でなく各締約国であり、また核軍備競争の停止及び「軍備縮小」に関する効果的な措置と規定されていたため、非核兵器国が通常軍備の縮小の義務を負うという解釈も可能であった。この点に関してもスウェーデンは、この交渉の主要目的をさらに明確にするために、「軍備縮小」の前に「核」を加えることを提案した。これは英国による字句の修正⁽⁴¹⁾の後、三月三十一日の米ソ条約案で受け入れられた。

第三の問題は、メキシコ案に見られた「できるだけ速やかに」という用語が新しい条項案には見られないことであり、この点に関してもスウェーデンは、核軍備競争の停止の緊急性をさらに強調すべきであると考え、核軍備競争の停止に関して「早期に」という文言を挿入することを提案し、これも受け入れられた。最終的に確定された条約第六条は以下のように規定している。

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。

註

- (1) DC/PV.75, 4 May 1965, *Documents on Disarmament 1965*, pp.147-148.
- (2) ENDC/PV.223, 12 August 1965, *Documents on Disarmament 1965*, pp.336-338.
- (3) *Ibid.*, pp.336-337.
- (4) V.C. Trivedi, "Vertical versus Horizontal Proliferation: An Indian View," James E. Dougherty and J.F. Lehman Jr.

- (eds.), *Arms Control for the Late Sixties*, 1967, p.202.
- (5) Hans J. Morgenthau, "A New Foreign Policy for the United States : Basic Issues," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vo. XXIII, No.1, January 1967, p.11.
- (6) Urs Schwarz, "Inhibition through Policy : The Role of the Non-Nuclear-Powers," Alastair Buchan (ed.), *A World of Nuclear Powers ?* 1966, p.151.
- (7) George Bunn, "U.S. Non-Proliferation Policy", James E.Dougherty and J.F.Lehman Jr. (eds.), *op. cit.*, p.153.
- (8) E.L.M.Burns, "Can the Spread of Nuclear Weapons be Stopped?" *International Organization*, Vol. XIX, No.4, Autumn 1965, p.862.
- (9) DC/77, 10 May 1965, *Documents on Disarmament* 1965, p.159.
- (10) *Ibid.* p.159.
- (11) Alva Myrdal, "Political Aspects of Non-Proliferation", *The Control of Proliferation : Three Views. Adelphi Papers*, No.29, October 1966, pp.10-15. 中下二行を「核兵器の拡散を抑制する」Gertrud Svåla, "Sweden's View of the Non-Proliferation Treaty", *Columbia Essays in International Law*, Vol. VI, 1970, pp.94-115. 参照。
- (12) Leonard Beaton, *Must the Bomb Spread ?* 1966, p.126.
- (13) Lord Chalfont, "Alternative to Proliferation : Inhibition by Agreement", Alastair Buchan (ed.), *op. cit.*, pp.124-127.
- (14) Achille Albonetti, "The NPT Draft under Scrutiny", *Survival*, Vol. IX, No.7, July 1967, p.225.
- (15) ENDC/PV.219, 29 July 1965, *Documents on Disarmament* 1965, pp.288-289.
- (16) ENDC/156, 14 September 1965.

- (17) Francesco Cavalletti, "An Italian Proposal of Nuclear Moratorium", James E. Dougherty and J.F. Lehman Jr. (eds.), *op. cit.*, p.158.
- (18) ENDC/158, 15 September 1965.
- (19) ENDC/PV.240, 15 February 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p.16.
- (20) ENDC/PV.245, 3 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p.77.
- (21) ENDC/178, 19 August 1966.
- (22) A/C.1/PV.1373, 8 November 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p.520.
- (23) ENDC/PV.245, 3 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p.86.
- (24) ENDC/PV.225, 19 August 1965, *Documents on Disarmament 1965*, pp.360-361.
- (25) ENDC/PV.241, 17 February 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p.36.
- (26) U.S. (A/C.1/PV.1355, 18 October 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p.478 ; ENDC/PV.245, 3 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp.78-79 ; ENDC/PV.268, 28 June 1966, *Ibid.* p.392 ; A/C.1/PV.1431, 20 October 1966, *Ibid.* p.668.) ; U.S.S.R. (A/C.1/PV.1431, 20 October 1966, *Ibid.* p.658.)
- (27) E.L.M. Burns, *op. cit.*, p.857.
- (28) ENDC/PV.293, 14 March 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p.138.
- (29) ENDC/PV.295, 21 March 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p.165.
- (30) ENDC/PV.325, 24 August 1967, *Documents on Disarmament 1967*, pp.345-346.
- (31) ENDC/196, 19 September 1967.

- (28) ENDC/PV.331, 19 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p.400.
- (29) ENDC/199, 19 October 1967.
- (30) ENDC/PV.340, 19 October 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p.522.
- (31) P.L. Ølgaard, "The Soviet-American Draft Non-Proliferation Treaty: Will It Work?" C.F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, p.224.
- (32) ENDC/PV.357, 18 January 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p.9.
- (33) ENDC/PV.357, 18 January 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p.15.
- (34) ENDC/PV.362, 6 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p.38.
- (35) ENDC/PV.361, 1 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p.31.
- (36) ENDC/215, 8 February 1968.
- (37) ENDC/PV.369, 22 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp.101-102.

二 第六条の意義

(一) 核兵器国による評価

NPT第六条は核軍縮の交渉の義務を規定し、この規定により核兵器不拡散と核軍縮の関連が、長い交渉の後に

最終的に決定されたわけであるから、第六条の意義を明らかにすることが必要となる。

まず第六条に関して、米国は、「この条約の恒久的な生存可能性は、大部分第六条で予定されている今後の交渉の成功に依存している⁽¹⁾と考える。」と述べ、ソ連も、「この条項は意義深くかつ重要なステップである。条約の当事国が引き受けた約束は、当事国に対し、なかならず核兵器国に対し一定の実際的な行動をとることを義務づけている⁽²⁾。」と述べているように、核兵器国はNPT全体の中の第六条の重要性を強調している。

さらに両国は、第六条に従って積極的に核軍縮交渉を行なう決意を表明している。米国は、「本条約の締結に引き続き続いて、我が政府は第六条及び前文の関連した宣言の精神に従い、一層の熱意と希望をもってかつ迅速に一層の軍縮交渉を行なうであろうし、他国も同様の態度を示すであろうと予想している⁽³⁾。」と述べ、ソ連も、「ソ連は広汎な軍縮問題に関し、それに対する建設的な合意を求めつつ交渉を誠実に行なう用意がある⁽⁴⁾。」と述べている。

一九六八年七月一日、NPT署名の日にジョンソン米大統領は、攻撃戦略核兵器運搬体系及び弾道ミサイル防衛体系の両方の制限及び削減に関して、米国とソ連が近い将来に交渉を始めることに合意が達成されたことを明らかにした⁽⁵⁾。

ソ連も、同日、軍備競争を停止し軍縮を達成するための緊急の措置に関する覚書を提出し、九項目にわたる措置につき極めて近い将来にその履行に合意すべきであることを提案している⁽⁶⁾。Alekeyevも、「この条項は不拡散と他の核軍縮措置の間に決定的な結びつきをうちたてたし、軍縮交渉での進展の現実的な可能性を示している⁽⁷⁾。」と分析し、高く評価している。

(二) 第六条への批判

批判の第一は、条約形成過程においてインド及びスウェーデンなどにより主張されていた核兵器不拡散と核軍縮の結合に関するものである。すなわち第六条が核軍縮に関する問題をすべて将来の交渉に委ねたことに対する批判である。

インドは、核兵器不拡散はいわゆる「垂直的拡散」と「水平的拡散」の両者を同時に防止すべきであること、そのための効果的な方法は核兵器の製造を禁止する義務的な条項を条約中に含むべきことを主張していたし、⁽⁸⁾ パナマ及びウガンダも、⁽¹⁰⁾ 第六条は核兵器の水平的及び垂直的拡散を停止させるための特定の迅速な行動をとるよう当事国に義務づけるべきであったと批判している。

またアルジェリアは、「条約第六条は何らの特定の約束をも含んでおらず、また軍縮のための具体的措置をとるという大国の法的義務もない。……我々は、不拡散条約が全面的核実験禁止、核兵器製造禁止及び貯蔵の漸進的削減と結合されるべきであると考える。」⁽¹¹⁾ と主張し、スウェーデン案に近い考えを示していたし、リベリアも核兵器国は地下核実験停止に合意すべきであったと述べている。⁽¹²⁾

核軍縮の措置が核兵器不拡散条約の中に直接規定されない形で条約が採択されたことに対し、インドの Rao は、⁽¹³⁾ 「核軍縮という目的は、現在の核兵器不拡散条約によって促進されるのではなく、かえって妨げられるであろう。」と批判し、さらに、「この条約は平和と軍縮に向けての効果的な措置ではない。それは、世界における核の独占を恒久化することにより自己の利益を促進しようとする超大国の戦略を示しているだけである。」⁽¹⁴⁾ と述べ、インドが条約に参加しない理由の一つとしてこの点を指摘している。

第二の批判は、核軍縮措置は不拡散措置とは結合されないと、いう前提を受け入れつつ、将来の核軍縮に関する核兵器国の交渉継続義務に関して行なわれるものである。

ウガンダは、「条約はそれが核軍縮に向けての措置として貢献するものでなければならぬ」という条件を満たしていない。第六条は単なる意図の宣言であり、全面的または部分的軍縮に進むという核兵器国側の何らの明確な約束をも規定していない。もし核軍縮交渉に入るという真面目な意図があるならば、その条項は交渉が開始される時期、またそのタイムリミットを規定するよう修正されるべきである。それはまた討議されるべき具体的な措置を規定すべきである。」と述べ、第六条の形式を一応受け入れながらも、第六条のあらゆる点を批判している。

まず意図の宣言に関しては、インドも、「第六条は法的義務を創り出したと言われているが、そうではない。なぜなら『誠実に交渉を行なう』という約束は、第二条で非核兵器国が引き受けた義務と対応するような明確な義務を核兵器国に課しているわけではない。それは何らの制裁をも伴わない不完全な義務である。」⁽¹⁶⁾と述べ、第六条の義務の性質を問題にしている。

交渉継続義務の性質がいまいであるという主張は、交渉の対象となるべき具体的な措置が規定されておらず、「核軍備競争の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」と極めて抽象的に規定されていることに基因している。したがって条約成立時における批判もこの点に集中しており、多くの国は地下核実験の禁止と兵器目的核分裂性物質の生産停止を挙げていたし、⁽¹⁶⁾インドは、地下核実験の停止、核運搬手段の生産凍結、核兵器及び運搬手段のその後の削減と廃棄を提案していた。⁽¹⁷⁾

さらに交渉の時期に関しても、核軍備競争の「早期の」停止と規定されているだけであり、交渉の開始の時期や

交渉のタイムリミットに関しても全く具体的な規定を含んでいないことが批判の対象となっていた。交渉継続の義務は核軍縮を行なう義務とは異なるので、核軍縮をいつまでに行なうかという問題は直接には生じない。しかしこれらすべてを含む核軍縮交渉の進展の問題は、後に述べる再検討会議と深く関わっている。

(三) 第六条の法的内容

交渉の経過及び条約成立時における批判から明らかのように、第六条は核軍縮の義務を課すものではない。それは主として、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置について、「誠実に交渉を行なうこと」を規定しているだけであつて、法的義務の内容は交渉を行なうことである。いくつかの国際判例から明白であるように、交渉を行なう義務は、単に交渉に入るだけでなく、合意に達する目的をもって、さらに交渉が意味のあるものになるよう行動する義務を含むが、交渉の結果としての合意に達する義務を含むものではない。⁽¹⁸⁾

Epstein は第六条の義務を以下のように説明している。

一言で言えば、余りにも単純化しすぎているかもしれないが、核兵器国の側において「垂直的」拡散（すなわちさらに進んだ開発、蓄積、配置）を停止する約束と引きかえに、非核兵器国が核兵器の「水平的」拡散（すなわちさらに多くの国への核兵器の拡散）を停止することを約束していると言えるだろう。核兵器を取得しないという非核兵器国の義務はすぐに効果をもつものに対し、核軍備競争を停止させ逆行させるという核兵器国の義務はもっとゆっくりと効果をもつものである。⁽¹⁹⁾

彼によれば、核兵器国は、期限は明らかではないにしろ、垂直的拡散を防止する義務を負っていることになるが、「誠実に交渉を行なう義務」から、そのような義務を直接に引き出すことは困難であろう。しかし、核兵器国と非

核兵器国の義務のバランスという側面、及び核兵器不拡散と核軍縮が相互依存関係にあるという側面から考察し、さらに再検討会議のシステムなどを考慮に入れるならば、実際には Epstein の考えに近いものになるであろう。

次に、第六条の規定中には具体的措置は含まれていない。米ソ両国は本文中の交渉義務に関して具体的措置を列挙することに反対したため、交渉義務の内容がさらにあいまいになっていることは否定できない。それは米ソが交渉の対象に関し裁量の広い範囲を確保しようとしたからである。したがって第六条の規定から見れば、核兵器国がいかなる措置について交渉するかは自由に決定できる事柄である。

しかし、第六条の下でどのような具体的な措置が考えられているかは、インド案やスウェーデン案並びにメキシコ案などの交渉の経過に照らしても、また条約の前文などからも明らかであろう。一九六八年八月一日に ENDC の米ソ両議長国により提出され採択された ENDC の仮議題のうち、「1、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」においては、核実験の停止、核兵器の不使用、兵器目的核分裂性物質の生産停止、核貯蔵の削減とそれに続く撤廃、非核兵器地帯の六つの措置が列挙⁽²⁰⁾されていた。

さらに、一九六八年八月から一〇月にかけて開かれた非核兵器国会議では、非核兵器国の主張が決議として表明され、「核兵器の拡散防止、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小のための効果的な措置」の問題に関する決議 C では、核兵器不拡散の目的達成のためには、水平的及び垂直的拡散の両方の防止措置の採用が必要であることに留意して、以下の措置に関する交渉を ENDC が始めるように勧告することを国連総会に要請している。(a)核兵器及びその運搬手段をさらに開発し改良することの防止。(b)包括的核実験禁止条約の締結——核軍縮の分野における重要な措置として、また最優先の問題として。(c)兵器目的の分裂性物質生産の即時の停止及び核兵器製造の停止

について合意すること。(d)核兵器及びその運搬手段のすべての貯蔵の削減とそれに続く廃棄⁽²¹⁾。

これらの文書及びNPT前文第一〇項及び第一一項、並びに条約交渉過程における発言等から、第六条で予定されている核軍縮措置の内容は明らかになる。すなわち、最も重要な措置は、核軍備の質的競争を停止させるための包括的核実験停止、核軍備の量的競争を停止させるための兵器目的核分裂性物質の生産停止及び核兵器の製造停止である。さらに核兵器運搬手段の凍結の措置も緊急である。

(四) 第六条の重要性

第六条の法的義務及び具体的内容は極めてあいまいであり、第六条の履行は主として核兵器国に委ねられた形になっているが、NPT全体の中で第六条が占める重要性は多くの国及び学者により認められている。

Firmage は、「核兵器不拡散という条約目的が成功するか失敗するかという長期的な観点からみた場合、条約の中の最も重要な規定は第六条である。基本的な予防のための規定は第一・二条であるが、これらの規定の信頼性及び完全性はやがては第六条の規定の下での核兵器国の実行に依存するであろう。」⁽²²⁾と明確に主張しているし、Burns も、「NPTが効果的なものとなるためには、核兵器国は軍備管理の適切な措置を履行することにより軍備競争を逆行させなければならないし、そうすることにより核軍備を削減し最終的には廃棄するという彼らの宣言が偽りでないことを証明しなければならない。」⁽²³⁾と述べ、Willrich も、「したがって条約及び一層の水平的拡散を防止するという基本的政策が長く続くかどうかは、たぶん決定的に、核兵器国間で核軍備競争を管理する努力が将来成功するかどうかに依存しているだろう。」⁽²⁴⁾と予想しているように、核兵器不拡散措置が履行されるためには、核

兵器国の核軍縮措置が不可欠であることが指摘されている。⁽²⁵⁾

さらに第二二回国連総会再開会期においても、核兵器不拡散措置が成功するかどうかは、核兵器国が第六条の下での義務に従って交渉を開始し、さらに具体的な措置に合意することにより、核軍備競争を停止し核軍縮へと進むか否かに依存しており、後者での進展が見られない場合には前者も失敗するであろうという見解がいくらかの国により述べられている。⁽²⁶⁾

このように、第六条はそれ自体核軍縮義務を規定するものではなく、核兵器国の誠実さに委任した形となっているが、核兵器不拡散という条約の中心問題は核軍縮と相互依存的なものであり、長期的観点に立てば、核兵器不拡散の成功のためには核軍縮が不可欠となる。NPTの論理の中心は、核軍縮のためには核兵器不拡散が不可欠であるというものであり、とりあえずは核兵器不拡散のための条約を必要とするというものである。この点について「Image」は、「基本的な予防のための規定である第一条及び第二条はそれ自身重要なものであるが、その主要な価値は、それによって世界が核兵器の無制限な拡散から数年間の猶予を得るための手段としてであり、その数年間は二超大国のいわゆる「垂直的拡散」を管理するために用いられなければならない。⁽²⁷⁾」と説明している。

(五) 第六条と再検討会議

NPT第九条三項は、この条約の運用を検討するための会議の開催を規定している。その際に検討される事項は条約全体にわたるものであることは当然であるが、その義務の性質からして最も重要なのは第六条である。第一・二条の義務は条約の効力発生と同時にその内容が実施されるのに対し、第六条の義務は、すでに述べたように、さ

まざまなあいまいさを含むものであり、将来において履行されることが期待されているものであるので、第六条の履行を監視することが必要となるのである。

この点に関し、フィンランドは、「再検討会議の制度により、この条約はその目的及び規定が表現されているかどうかを検証するメカニズムを備えている。これらの規定はNPTと将来の軍縮軍備管理措置とを結びつけている。」⁽²⁸⁾と分析しているし、日本も、「NPTはそれ自体目的ではなく、条約締結に続いてとられる一連の軍備管理軍縮に向けての一つのステップであるので、条約の運用を定期的にしてかなり頻繁に再検討することは極めて重要であろう。それゆえ日本は、条約のその他の実体的な規定と同じレベルで、再検討条項を常に極めて重要視している。」⁽²⁹⁾と述べ、第六条と再検討会議の関連を強調している。

さらにShakerは、「核兵器の分野において、第六条が再検討会議及び期間に関するNPTの規定と結びつけられるならば、NPTの一応の期間である二五年間存在する継続的な交渉の枠組を制度化したと言えよう。」⁽³⁰⁾と、再検討会議の制度を高く評価している。

再検討会議という考えは、一九六五年八月一七日の最初の米国条約案にすでに表われていた。そこにおいては、条約発効の一定期間（空白）の後、条約の運用を検討するために当事国の三分の二の合意により署名国会議が開催されることになっていた。この規定が挿入された理由の一つとして、米国は、「この種の条約は核貯蔵の増加を停止させ削減するための進展を伴わなければならないという、ENDC及び軍縮委員会（DC）の議論で多くの国により表明された広汎な懸念のゆえである。」⁽³¹⁾と述べており、ここにおいても、再検討会議という考えが示された当初からそれが核軍縮の進展と結びつけられていたことが明らかである。

一九六七年の米ソ同一条約案においては、条約発効の五年後に、条約の目的と規定が遵守されるようにこの条約の運用を検討するために条約署名国の会議を開催すると規定されていた。この条約案においては、条約の期間は無期限と規定されていた。この条項案に対しては、二つの方面からの修正案、すなわち会議の取り扱う範囲を拡大すること、及び会議の開催を定期的にするということについて提案が出された。

第一点について、英国は、軍縮に関する前文の宣言は第六条よりも広汎であるので、再検討すべき範囲として「前文の目的」をも追加するよう主張した。⁽³²⁾ その提案は、アラブ連合、スウェーデン及びカナダに支持され、米ソ条約案にも採り入れられた。

第二点として、米ソ条約案は条約発効の五年後に一度だけ会議を開くことを規定していたが、さらに定期的に会議を開く可能性に関して提案が出された。まずルーマニア⁽³³⁾、イタリア及びスペイン⁽³⁴⁾はそれぞれ、五年毎に定期的に必ず会議を開催すべきであるという内容の提案を行なった。他方スウェーデンは、最初の会議の後は署名国の過半数の要請により五年毎に再検討会議を開くことができるという提案⁽³⁵⁾を示し、この提案が条約案の中に採り入れられた。

さらに条約の期限に関しても、非核兵器国の主張により、とりあえず二五年とし、その時に会議を開催し、締約国の過半数の議決で条約を無期限とするか一定の期間延長するかを決定するものと変更された。

核兵器国の当初の条約案によれば、無期限の条約において条約の効力発生の五年後に一度だけ再検討会議を開催することになっており、それは極めて限られた意味しかもっていなかった。そして核兵器国は再検討会議の定期的開催には極めて消極的であった。

再検討会議の定期的開催の可能性を挿入し、条約の期間を無期限のものから二五年とし、その時期に条約への参加を全面的に検討しうる場を設けることに非核兵器国は積極的な役割を果たした。それは、NPTの第一・二条の義務と第六条の義務の性質の違いによるところが大きい。すなわち、核軍縮に関し「誠実に交渉を行なう義務」が条約の効力発生後にどのように実施されていくかが、非核兵器国の最大の関心事であった。これらの修正により、非核兵器国が核兵器国に対し核軍縮に向けての進展を強く要望し、その進展状況をチェックできる機会をより多く与えられた。このことは、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを将来にわたって徐々に確保していくためにも極めて有意義なことである。そしてまた、条約成立時において、多くの非核兵器国は、再検討会議の制度により、彼らの条約への参加が必ずしも彼らを永久に不利な立場に固定するものではなく、彼らの主張が実現されていくものであると期待していた。

註

- (1) A/C.I./PV.1556, 26 April 1968, para.71.
- (2) A/C.I./PV.1556, 26 April 1968, para.113.
- (3) A/C.I./PV.1556, 26 April 1968, para.73.
- (4) A/C.I./PV.1556, 26 April 1968, para.113.
- (5) Remarks by President Johnson on the Signing of the Nonproliferation Treaty, 1 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p.460.

- (50) Memorandum of the Soviet Government Concerning Urgent Measures to Stop the Arms Race and Achieve Disarmament, 1 July 1968; A/7134, 8 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp.466-670.
- (51) A. Alekseyev, "Non-Proliferation Talks", *International Affairs* (Moscow), May 1968, p.21.
- (52) A/C.I./PV.1567, 14 May 1968, paras.107 and 111.
- (53) A/C.I./PV.1575, 28 May 1968, para.55.
- (54) A/C.I./PV.1566, 13 May 1968, para.44.
- (55) A/C.I./PV.1571, 20 May 1968, paras.72-73.
- (56) A/C.I./PV.1568, 15 May 1968, para.15.
- (57) R. Jagannohana Rao, "The Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons: A Critical Appraisal", *Eastern Journal of International Law*, Vol. II, No.3, October 1970, p.196.
- (58) R. Jagannohan Rao, "India and the Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons", *Eastern Journal of International Law*, Vol. III, No.3, October 1971, p.238; R. Jagannohan Rao, "India and the NPT", *International Law Report*, Vol.13, No.1, October 1972, p.224.
- (59) A/C.I./PV.1566, 13 May 1968, para.46. 厄塞○厄塞○ウ○ウ' Dahomey, A/C.I./PV.1568, 15 May 1968, para.111; Ethiopia, A/C.I./PV.1561, 6 May 1968, para.45. 倫聖°
- (60) Cyprus, A/C.I./PV.1576, 29 May 1968, paras.56-67; Pakistan, A/C.I./PV.1566, 13 May 1968, para.173; Nepal, A/C.I./PV.1559, 2 May 1968, paras.45 and 52.
- (61) A/C.I./PV.1567, 14 May 1968, para.120.

- (81) Cour Permanente de Justice Internationale, Série A/B, No.42, *Traffic Ferroviaire entre La Lituanie et La Pologne*, 1931, p.116; International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf Cases*, 1969, p.48.
- (82) William Epstein, *The Last Chance: Nuclear Proliferation and Arms Control*, 1976, p.183.
- (83) ENDC/PV.390, 15 August 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp.583-584.
- (84) A/CONF.35/10, 10 October 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp.674-675.
- (85) Edwin Brown Firmage, "The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons", *American Journal of International Law*, Vol.63, No.4, October 1969, p.732.
- (86) E.L.M.Burns, "The Nonproliferation Treaty: Its Negotiation and Prospects," *International Organization*, Vol. XXIII, No.4, Autumn 1969, p.807.
- (87) Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, pp.160-161.
- (88) W.A. Higinbotham and Jo Pomerance, "Non-Proliferation and the Arms Race", C.F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, pp.194-195 and 201; Frank Barnaby, "Limits on the Nuclear Club", *Survival*, Vol. XII, No.5, May 1970, p.161.
- (89) United Kingdom, A/C.I/PV.1558, 1 May 1968, para.9; Finland, A/C.I/PV.1559, 2 May 1968, para.14; Japan, A/C.I/PV.1565, 10 May 1968, para.70; New Zealand, A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, para.40.
- (90) Edwin Brown Firmage, op. cit., p.746.
- (91) A/C.I/PV.1559, 2 May 1968, paras.11-12.
- (92) A/C.I/PV.1565, 10 May 1968, para.86. 四機合眼機ニシテ New Zealand, A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, para.40;

Canada, A/C.I/PV.1557, 30 April 1968, para.12.

- (28) Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation 1959-1979*, 1980, p.647.
- (29) ENDC/PV.224, 17 August 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p.353.
- (30) ENDC/203, 22 November 1967.
- (31) ENDC/199, 19 October 1967; ENDC/223, 8 March 1968.
- (32) ENDC/218, 20 February 1968.
- (33) ENDC/219, 27 February 1968.
- (34) ENDC/215, 8 February 1968.

三 第六条の履行の再検討

(一) 第一回NPT再検討会議

NPT第八条三項の規定に従い、第一回NPT再検討会議が一九七五年五月に開催された。条約の運用を検討するために開催されたこの会議においても、核兵器国と非核兵器国との間に鋭い対立が見られた。この対立は条約の多くの条項にわたるものであったが、最も鋭い対立が見られたのは第六条の履行に関してであった。

(a) 第六条の履行の評価

まず第一に、第六条が履行されたのかどうかについての評価の問題がある。核兵器国である米国は、特に一九七二年のSALT協定を強調し、さらにウラジオストク合意にふれつつ、「戦略兵器の制限に関する合意を追求しつつ過去五年間にとられた行動は、第六条の要件に十分合致するものであると米国は考えている。」⁽¹⁾と述べ、ソ連も、海底核兵器禁止条約、生物兵器禁止条約及びSALT I協定にふれつつ、「これらの協定は、条約当事国が誠実に交渉を行ない、NPT締結以前の冷戦の時代には考えられなかったような成果を獲得したこと(2)の十分な証拠である。それは第六条が履行された範囲を明確に示している発展である。NPTがなければこれらの協定の多くは多分日の目を見なかったであろう。」⁽²⁾と述べているように、米ソ両国は第六条が十分に履行されていると強く主張していた。⁽³⁾

ソ連の見解を代表するものとしてチェコスロヴァキア及びハンガリーが提出した作業文書は、「会議は、過去数年間に締結された多数国間及び二国間の軍備制限及び軍縮に関するさまざまな協定を歓迎し、これらの国際文書が第六条の履行に貢献する正しい方向への措置であることを認める。……会議は特に、戦略核兵器の制限における交渉で最近達成された進歩を歓迎する。」⁽⁴⁾と規定しており、その後提出された米国の作業文書もほぼ同様の内容であった。

これに反して、ほとんどすべての非核兵器国は第六条の規定は履行されていないと考えた。たとえばルーマニアは、「大多数の国の見解によれば、核軍備競争の停止及び核軍縮に関する交渉についての第六条の規定はまだ履行されていない。過去五年間に核軍備競争のペースは速くなったし、核兵器は一つも廃棄されていないし、核兵器の数の大幅な増大が世界の不安定さを悪化させている。」⁽⁶⁾と述べ、オランダも、「オランダ代表は、他の多くの国と同

様に、軍備制限及び軍縮に向けての進歩は失望させるものであると感じている。」と評価している。⁽⁷⁾

これらの非核兵器国が第六条の履行を判断する際の基準として、ニュージーランドは以下のように述べている。

進歩があったかどうかの最も妥当なテストは、存在する核兵器の数が一九七〇年よりも少なくなっているかどうか、その間に核兵器実験の大幅な減少があったかどうか、そして核兵器の一層の改善と精巧化に対する何らかの停止があったかどうかをたずねてみることである。これらの三つの質問に対する答えは明らかにノーである。今まで交渉された限定的で周辺の協定は我々を納得させるものではない。⁽⁸⁾

このニュージーランドの見解は多くの非核兵器国の考えを代表するものであり、ここから非核兵器国が第六条の履行とはどういう状況を指すと考えていたかが理解できる。同様の立場からエジプトは、「今まで達成された成果は、期待されたものからほど遠い。SALT協定は、前もって定められた目的が達成されるまで核軍備競争が継続することを許しているし、包括的地下核実験に合意できなかったことは、超大国がまだ質的競争を放棄する決心をしていないことを意味している。」⁽⁹⁾と、具体的に批判している。

また、再検討会議の議長であるThorssonは、一般演説のしめくくりとして以下のように評価している。

締約国である非核兵器国が核兵器を所有するようにはなっていないという点でNPTは成功であったことにすべての国は合意しているが、一般演説で示された非核兵器国の大多数の一般的な見解によれば、核兵器国は真の核軍縮に向けての努力において、締約国である非核兵器国の満足するような成果を挙げていない。⁽¹⁰⁾

このように、非核兵器国は、核兵器国が第六条を履行していないことを強く主張していたが、Epsteinは、再検討会議が失敗であった最も明白な理由として、主要な核兵器国が彼らの義務を履行しなかったことを指摘して

(11)
いる。

(b) 追加議定書案

非核兵器国は第六条の履行に関して極めて批判的であり、そのような評価に従って二つの追加議定書案を会議に提出した。それらの中心部分は以下の通りである。

追加議定書案 I⁽¹²⁾

第一条 それらの国(米英ソ)は、条約当事国の数が一〇〇に達するや否や、一〇年間すべての地下核兵器実験の停止を布告することを約束する。

第二条 それらの国はまた、さらに五カ国が当事国となることに、前条で予定されているモラトリアムを三年間延長することを約束する。

第三条 それらの国は、他の核兵器国が当該条約の当事国となる意思を表明するや否や、そのモラトリアムを多数国間条約の締結によるすべての核兵器実験の永久的停止へと変形することを約束する。

追加議定書案 II⁽¹³⁾

第一条 それらの政府(米ソ)は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき誠実に交渉」を行なうという条約第六条の下で引き受けた義務を再確認する。

第二条 それらの国は、条約当事国の数が一〇〇に達するや否や、(a)ウラジオストック合意により両国に対して予定されて

いる二四〇〇の核戦略運搬手段の上限を五〇%削減すること、(b)その合意により両国が複数独立目標弾頭(MIRV)で装備できる一三二〇の戦略弾道ミサイルの上限を同様に五〇%削減すること、を約束する。

第三条 それらの国はまた、そのような削減が行なわれた後、さらに一〇カ国が条約の当事国となることに、一二〇〇の核戦略運搬手段及び六六〇の複数独立目標弾頭(MIRV)を装備できる戦略弾道ミサイルの上限を一〇%削減することを約束する。

これらの追加議定書案が提出されたその目的は、条約を強化すること及び言葉ではなく行動によって普遍的な加入を促進することであり、さらに総会決議2028(XX)に従って、核兵器国と非核兵器国の相互の責任及び義務の受諾しうるバランスをうちたてることであると、メキシコ代表が明らかにしている。⁽¹⁴⁾つまりこれらの議定書の目的は、第六条の規定が核兵器国により履行されていないという判断に基づき、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを確保するために、核兵器国が核軍縮措置を具体的に実施するようせまるものである。

したがってこの議定書案に関しては、核兵器国及び一部の非核兵器国と、多くの非核兵器国との間にはさまざまな点において鋭い意見の対立が存在した。それはすでに述べたように、第六条の履行の評価の相違にも基づいている。まず手続的な側面での議論を検討し、次に内容に関する議論を検討するが、再検討会議での議論の中心は手続的なものであった。

手続的議論は、上述のような内容をもつ追加議定書案は再検討会議に提出できるか否かに関するものである。ソ連は、「条約に対するいかなる追加議定書も採択することはできない。なぜならそれは不可避的に条約の改正の

果をもつからである。」と主張して⁽¹⁵⁾おり、その見解をさらに詳しく説明したものと⁽¹⁵⁾して、ブルガリアの以下の発言がある。

多くの国により提出された追加議定書案は条約の改正よりもさらに遠大な措置と約束を提案しているが、この会議は現行条約を改正するよう求められていないので、そうすることは条約を弱めるであろう。……法的にみて、追加議定書案は条約の規定からして会議に提出しえないし、それらは政治的にみて非現実的なものである。さらにそれらは条約第八条一項に規定された改正の手續にも一致していない。それらの提案国は彼らが条約の枠組を越えていることを知っているようである。なぜなら彼らは寄託国政府による新しい義務の批准を提案しているからである。⁽¹⁶⁾

またドイツ民主共和国も以下のように主張している。

提案されている追加議定書は、第六条に規定されているすべての当事国に対する義務を二、三の国だけの義務に変えるものである。これは条約規定の根本的な修正であり、この会議はそのようなことを行なう権限をもっていない。さらに会議は第八条一、二項に規定されている条約改正手續を無視することはできない。たとえ追加議定書の提案国が追加議定書が条約の改正にならない——我々はそれに強く反対するが——と考えたとしても、それらは新しい条約を作り出すことになるであろう。会議の目的は条約の運用を検討することであつて、新しい条約を作り出すことではない。⁽¹⁷⁾

これらの手続的な側面からの批判は、追加議定書は条約の改正になること、及び条約の改正は再検討会議では審議しえないことである。再検討会議に関する事項は第八条三項に規定され、改正に関しては、その提案、会議の開催と必要な議決及び必要な批准書の数など詳細な手續が第八条一項及び二項で規定されている。⁽¹⁸⁾

これらの批判に対して、追加議定書案提案国は、それらは条約の改正ではなく、条約の履行を確保するものであ

ると反論している。

たとえばガーナは、「議定書案Ⅰ及びⅡにおける九カ国の提案は、条約に存在するギャップをうめる以外の目的をもっていない。追加議定書案は条約の改正を決して求めていないのであって、条約を強化し補完することとしてある条約規定をもっと効果的にすることのみを求めていることが強調されなければならない⁽¹⁹⁾。」と反論しているし、メキシコも、「メキシコ及びその他の代表により提出された追加議定書案は、条約の改正を求めているのではない。……条約は改正によって強化されるとは考えていない。むしろ当事国である核兵器国と非核兵器国の義務の履行を確保するために共通の措置がとられるべきである。交渉のための厳格なタイムテーブルを提案する意図はない。しかし、締約国は第六条において核軍備競争の『早期の』停止に関して交渉を行なうことを約束しているのであり、この文言は尊重されなければならない。』⁽²⁰⁾と述べ、さらに直接的に、「提案されている追加議定書は、締約国に新しい義務を課すものではなく、条約規定の履行を達成するだけのものである。」⁽²¹⁾と明確に述べている。

これらの見解の大きな相違は、再検討会議に対する考え方の相違、さらにはNPT自体に対する考え方の相違に基づいている。再検討会議に対する非核兵器国の考えとして、ルーマニアは以下のように述べている。

会議は第一に条約の運用を検討し、次に前文の目的及び条約の規定が実現されるようにすべきである。会議はどの規定が履行されどの規定が履行されていないかを決定するだけでなく、前文の目的及び条約の規定が実現されるための方法と手段を検討すべきである。会議は、条約の運用における欠陥を取り除くためにどのような措置が必要であるかを検討することなしには、その任務を果たしたことはない。したがって会議はそのような措置を採択し、当事国に対しそれに従って行動するよう要求する権限をもっている。⁽²²⁾

メキシコも同様に、再検討会議の任務に関して、「会議の任務は核兵器不拡散条約の規定が尊重されているかどうかを決定することであるが、そのような検討から生じるギャップをうめ不十分さを矯正するために一定の措置を採択することは、その任務の本質的なコララーである。」⁽²³⁾と述べている。

これに関連するもう一つの対立点は、NPT自体の理解の相違から生じている。

追加議定書案に「反対する国々は、NPTはすでに核兵器国と非核兵器国との間に義務のバランスをうちたてており、追加議定書案のように核兵器国のみ義務を課するのはそのバランスを変える効果をもつと主張しているし、さらにその前提として、第六条の義務の主体は核兵器国のみではなくすべての国であることを強調している。」⁽²⁴⁾と述べ、たとえばチェコスロヴァキアとハンガリーが提出した作業文書は、すべての国の努力を要請している。⁽²⁵⁾

しかしこのような解釈は、第六条の形成過程からは明らかに否定される。たしかに第六条の規定の主語は「各締約国」であり、全面完全軍縮という究極の目標に関する限りすべての国の義務が問題となるが、第六条の中心的な問題、すなわち核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小は、「核」軍備に関するものであることは明らかであり、ここにおいては核兵器国の義務が規定されているのである。イランが、「第六条の履行に際して非核兵器国が核兵器国と同じ責任をもつという考えには賛成できない。核軍備競争がこの条項の主要な焦点である。そう解釈しないと条約の不均衡をもたらす。」⁽²⁷⁾と述べているのは正当である。

上述の見解への反論として、スイスは、「追加議定書は条約のバランスを損うだろうと主張されている。しかし非核兵器国が望んでいるのは、法的拘束力をもつ文書によって条約を改正することにより、条約に規定された権利義務のバランスをまさにうちたてることなのである。」⁽²⁸⁾と主張している。

このように多くの非核兵器国は、非核兵器国が不拡散の義務をすでに引き受けその義務を遵守していることに對して、核兵器国が第六条の義務に従って核軍縮を行なうことよつて、核兵器国と非核兵器国との義務のバランスが確保されると考えていた。このことは、多くの非核兵器国がNPTはそれ自体目的ではなく、核軍縮に向けての第一歩にすぎないと考えていたことにも明確に示されている。

他方、ソ連は、「ある代表達は締約国である核兵器国と非核兵器国との間の不平等があると主張し、それを取り除くことに関心を示しているが、実際に存在する唯一の差異は、条約から生じる義務を受諾した大多数の国とそれを受諾していない少数の国との間に存在するだけである。」⁽²⁹⁾と述べ、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという問題の前提となる核兵器国と非核兵器国の区別にも反対している。

これは、NPT体制それ自体に関わる重要な問題であり、NPT体制に関する核兵器国と非核兵器国の対立である。核兵器国は彼らにとつて極めて有利で、また核兵器国による世界的な支配の手段と考えられるこのNPT体制を、現状のまま維持しようとするのに対し、非核兵器国は、NPT体制は核軍縮に向けての第一歩にすぎないのであつて、核兵器国が核軍縮を行なうことにより両者の間の義務のバランスが達成されるので、現在のNPT体制を改善する必要を強く感じている。

次に、追加議定書案の内容に関する批判として、まず核兵器国の核軍縮措置がタイムテーブルを設定され、それがNPTの当事国の数に依存させられていることに対するものがある。米国は、「我が政府は、この重大なプロセスに対する人為的なデッドラインあるいは非現実的な数学的方式を受け入れることはできない。」⁽³⁰⁾と主張し、ソ連もタイムテーブルが示されていることを批判している。⁽³¹⁾

追加議定書案の本質は、その手段として条約の普遍性という側面をもちだし、NPT当事国の数の増加を核軍縮と結びつけたものである。核兵器国が反対しているのは核軍縮を当事国の数と結合させたこと、すなわち結合の対象が当事国の数であったことにあるのではなく、その対象がいかなるものであれ核軍縮の交渉にタイムリミットを設定することに反対しているのである。

核兵器国自身も、条約の普遍性の確保という点をしばしば強調しており、核兵器国にとつてもそのことは極めて有益なことである。

次に、包括的核実験停止に関する提案については、ソ連は主として、それが米英ソ三国にのみ向けられている点を批判し、核実験を停止する協定は他の核兵器国すなわちフランスと中国をも含むものでなければならぬと主張している。⁽³²⁾ 米国は主として、検証の側面からこの問題を検討し、検証問題がまだ解決されていない段階であるのでそれがまず解決されなければならないこと、さらに平和目的核爆発の取り扱いについてもまだ問題が残っていることを指摘し、米国の伝統的な立場としてモラトリアム方式に対する反対を表明している。⁽³³⁾

第三に、戦略兵器に関する提案については、米ソとも、この交渉は二国間の交渉であつて、第三国がこれに関して提案を出すようなことはこの二国間交渉への不当な介入であると強く非難している。⁽³⁴⁾ これらの核兵器国の反論の根底にある考え方は、NPT体制はそれ自身条約の発効と共にすでに確立されたものであり、それ以後の核軍縮交渉はNPT体制とは全く別個に、核兵器国のイニシアティブによって行なっているものであるから、他の国々はその交渉についていかなる提案を行なう権限ももたないというものである。他方、多くの非核兵器国は、核兵器国の核軍縮交渉は核兵器国だけの問題ではなく、第六条の履行の問題としてすべての条約当事国に関わるものであると

考えている。特に、非核兵器国の義務は条約の発効と同時に確定され、非核兵器国はその義務を遵守しているのであるから、第六条の義務、すなわち核兵器国の核軍縮交渉の義務あるいは一定の期間の後に交渉を妥結させて条約を生み出す義務に関して、非核兵器国も当然に意見を述べる権限をもつと考えている。

条約の形成過程及び第六条の意義などから判断すると、NPTは第六条を含めた全体としてして理解されるべきものであり、非核兵器国の主張の方が正しいと考えられる。また再検討会議は、条約改正の規定が別に存在するので、改正を行なうことはできないが、Willichが、「その会議は、当事国が条約に対する改正を提案し、討議しそして仮りの承認をうることができるようなフォーラムを少なくとも提供するであろう。」と述べているように、条約の正式の改正に至らないあらゆる措置をとることができると考えられる。特に、第六条の履行に関しては、もし履行されていないとすれば、どういう方法で履行されるべきであるかという提案が当然に必要となるわけであるから、非核兵器国の提案に基づいてもっと実質的な議論が行なわれるべきであった。これに関してLodgaardは、「会議の任務はまず第一に、その条項を履行し、第六条に従った核兵器国の義務をもっと詳細な用語で述べることであり、その結果として条約への一層の加入をたやすくすることである。」と主張している。⁽³⁶⁾

しかし実際には、再検討会議において、米ソ等の核兵器国はこれらの追加議定書案に対する何らの対案をも提出せず、それらを審議することを拒否した。したがって、再検討会議は核軍縮の問題に関して何ら積極的な役割を果たすことはできなかった。

再検討会議は、核兵器国と非核兵器国の鋭い対立のゆえに最終宣言に合意することができなかったが、議長であったThorssonが準備した最終宣言案に一応のコンセンサスが得られた。しかしこの最終宣言は両国家群の鋭い対立

を回避するため極めて妥協的な、内容の薄いものであり、この最終宣言には非常に多くの国による解釈宣言が付属されている。この解釈宣言には、非核兵器国が提出した追加議定書案はもちろん含まれているし、核兵器国による最終宣言の内容と矛盾するようなものも含まれている。

(c) 再検討会議の評価

一九七五年の第一回NPT再検討会議は、上述のように、特に第六条の履行をめぐる核兵器国と非核兵器国の鋭い対立を浮きぼりにし、形式的には最終宣言を採択したものの、核軍縮の進展に向けての有意義な機会とはならなかった。また多くの非核兵器国はこの会議に対し、核軍縮のための具体的措置を核兵器国にせまる絶好の機会として、多くのことを期待していたにもかかわらず、核兵器国の対応は極めて冷淡であり、核軍縮に関する具体的な審議は全く行なわれなかった。

この再検討会議について、Epsteinは、「NPT再検討会議は……失望させるものであり、失敗であった。再検討会議はNPTを強化することとはほど遠く、この条約の受諾可能性をさらにむしばむのに役立っただけである。」と、極めて厳しい評価を下しており、具体的に核兵器国の態度について、「NPTの継続によって非核兵器国よりも大きな利益を得ている核兵器国が、条約の下での彼ら自身の約束を履行しなかったこと、及び非核兵器国からの正当で合理的な要求にそれほど無頓着でありえたことは全く信じ難いことである。」⁽³⁷⁾と述べ、会議の失敗を説明している。

さらにMahwahも、「再検討会議は達成することを要求されていない任務、すなわち核兵器国と非核兵器国の間にあ
る対立の領域を大きく浮かび上がらせるといふ任務を行なつた。」⁽³⁸⁾と述べ、再検討会議が本来の任務を遂行せず、ただ核兵器国と非核兵器国の間の対立が極めて大きいものであることを明らかにしただけであることを指摘してい

る。同様に Unger も、「この会議において、超大国は非核兵器国に対しその地位にとどまるよう説得できる機会をもっていたが、超大国はこの機会を利用するのに失敗した。むしろ彼らはこの会議を非核兵器国に対する敵対的な会議として取り扱った。」と述べ、核兵器国の責任に言及している。

Fischer も、「NPT再検討会議はあやうく失敗するところであり、開発途上非核兵器国が最終宣言を受け入れたのは、ただそれを作成した議長に敬意を払っていたからである。これらの国家の主張は核兵器国の主張と常に衝突し、核兵器国は彼らの立場を全く譲らなかつた。」と分析し、核兵器国と非核兵器国の対立及び再検討会議の實質的失敗に言及している。これらの学者の見解からも明らかであるように、非核兵器国の大きな期待にもかかわらず、この会議は核軍縮に対する何らの積極的要因となることもなく失敗に終わった。

(二) 第二回 NPT 再検討会議

一九八〇年八月から九月にかけて開催された第二回 NPT 再検討会議においても、第六条に関して鋭い対立が見られた。第一回再検討会議は議長の提案として出された最終宣言に一応のコンセンサスが得られ、会議の明白な失敗という事態は避けることができたが、第二回再検討会議は、いかなる実質的な文書の採択にも失敗した。多くの点で核兵器国と非核兵器国の見解は対立していたが、E. Biesel が、「もし核軍縮に関して合意が達成されていたら、最終文書のその他の部分も合意されたであろう」と述べているように、第六条の履行に関する対立がその最大の原因であった。

この会議は、SALT II 条約が署名されたにもかかわらず米国の批准が得られないことが明らかになり、包括的

核実験に関する交渉も条約締結に至らず、ヨーロッパでの新しい核配備の問題が生じてきているという状況で開かれたものであり、さらに米ソ間の全般的関係が悪化し、核軍備競争が一層強化されつつある時期に開かれた。

(a) 第六条の履行の評価

第六条の履行に関しては、全体的には極めて消極的な評価しか与えられなかった。まず第一の見解としてスウェーデンは以下のような文書を提出している。

条約は核兵器がさらに多くの国へ拡散することを防止する上で重大な貢献をなしているが、それは核軍備競争にはほとんど何の効果もなかった。条約の履行に関する最も重大な問題は、核軍縮が行なわれなかったことである。条約の署名以来一二年の間に核軍縮に関する効果的な措置は達成されていないので、早期に成果を達成するという第六条の下での義務は履行されていない。⁽⁴²⁾

同様に七七カ国グループも以下のような文書を提出した。

第六条の再検討において、七七カ国グループは、この条項は履行されていないし、大部分死文化しているという結論に達した。ある限定的な協定が核兵器不拡散条約の発効以来達成されていることは知っているが、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する何らの効果的な措置もとられていない。核軍備競争は停止するどころか強化⁽⁴³⁾されている。

このように極めて多くの非核兵器国、特に非同盟諸国は、第六条は全く履行されておらず、逆に核軍備競争がさらに激しくなっているという評価を下している。

第二の見解は、第六条の履行に関して一定の成果があったことを評価しながらも、それらの成果は第六条の履行としては不十分であるとするもので、カナダの文書は、「会議は、第一回再検討会議以来第六条の目的達成に向け

てとられた措置を歓迎する。しかし会議は、もつと急速で広汎な進展が見られなかったこと、及び軍備競争、特に核軍備競争の勢いが継続していることを残念に思う⁽⁴⁴⁾。」と規定し、ハンガリー・ポーランド提案も、「会議は、第一回再検討会議以来条約第六条の履行を目指した軍備制限及び軍縮の分野での努力を歓迎しながらも、軍備競争、特に核軍備競争が引き続き行なわれていることに重大な危惧を表明する⁽⁴⁵⁾。」と規定しており、一定の進展にもかかわらず、第六条の履行として不十分であると評価している。日本の評価も同様である⁽⁴⁶⁾。

第三に、核兵器国による評価であるが、まず米国は、SALT II 条約の重要性を強調し、包括的核実験禁止条約の準備に向けて大きな進展が見られたこと、トラテロルコ条約に関して米国は重要な措置をとったこと、さらにヨーロッパでも一定の軍縮努力を行なっていることを述べ⁽⁴⁷⁾、「米国は、核軍備管理軍縮の分野における緩慢で限られた進展に対し他の国家が表明した危惧及び不満に同意するが、第一回再検討会議以来何らの進展も見られないといいくらかの代表の見解には同意できない⁽⁴⁸⁾。」と反論している。

ソ連も、環境兵器禁止条約の発効、包括的核実験禁止条約の交渉の進展、地下核実験制限条約の遵守と平和目的地下核実験条約の署名、SALT II の署名、フランス及び英国との核戦争防止協定の締結、ヨーロッパでの軍縮交渉の提案などを列挙し⁽⁴⁹⁾、軍備制限及び軍縮の交渉に関する状況は失望させるものであるという見解に同意しつつも、第一回再検討会議以来軍備競争の制限のある側面で進展がみられたと結論している⁽⁵⁰⁾。

これらの各国の見解から明らかなように、国際情勢の悪化とともに、核軍縮に向けての進展はほとんど見られなかったということについては一般的な合意がある。ただ第六条の履行に関して全く成果がなかったと評価するのはほんの少しだけでも成果はあったと評価するかの違いが存在するだけである。

(b) 核軍縮措置の検討

前回の会議においては、非同盟非核兵器国を中心として核軍縮に関する追加議定書案が提出されたが、今回の会議においてはそのような強い要求は出されなかった。非核兵器国の主張は主として交渉開始のための手続的な要求であった。第六条の履行すなわち核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に向けての効果的な措置に関する指針として、すべての国は一致して第一回国連軍縮特別総会の最終文書第五〇項に注目している。それは、核兵器体系の質的な凍結、量的な凍結及び削減のためのプログラムについて規定している⁽⁵¹⁾。

まず核軍備の質的な凍結の措置として最も重要で緊急なものは、包括的核実験禁止（CTB）の措置である。NP T 第六条の下での核兵器国の義務の履行の一つとして、この包括的核実験禁止措置が極めて重要であることは、一九六三年の部分的核実験禁止条約の前文及びそれに言及しているNP T 前文第一〇項、さらに第一回NP T 再検討会議最終宣言、並びに第一回国連軍縮特別総会最終文書第五一項に明白に示されている。また第二回再検討会議においても、すべての提案が包括的核実験禁止条約の重要性を主張していたし、ほとんどすべての国はその発言において包括的核実験禁止条約を締結する重要性を強調していた⁽⁵²⁾。

他方、核兵器国自身も包括的核実験禁止の重要性を一応は認識しており、特に一九七七年以降米英ソ三国の間で行なわれてきた交渉において、この問題は大きく進展したと主張している。一九八〇年七月三〇日に軍縮委員会（CD）に提出された報告書は、三国の交渉において大幅な進展があったと述べている。条約はあらゆる環境におけるあらゆる核兵器実験を禁止すること、及び条約の不可分の一部となる平和目的核爆発に関する議定書を付属することとに三国は合意した。さらに検証に関して、地震データの国際交換、専門家委員会及び現地査察に関する規定を含む

むことになっているが、現地査察が実施される手続に関してはまだ合意が達せられていない。そして報告書は、著しい成果にもかかわらず、実質的な作業を必要とする重要な領域がまだ残されていると述べている。

この報告書の評価に関して、三核兵器国とともに一定の国々は大幅な進展が見られたと積極的に位置づけているが、スウェーデンは、「その報告書は、以前の報告書よりも詳細であるが、三国交渉の実際の状況に関する十分な情報を含んでいない。」⁽⁵³⁾と消極的な評価を下しているし、七七カ国グループも、その報告書に注目しつつも、「特にこの問題に関する二五年間の努力という背景に照らした時、そのベースは国際社会の期待からは程遠いものであることを残念に思う。」⁽⁵⁴⁾と批判的である。メキシコも、特に検証に関連して、「三国の報告書は、軍縮交渉の最初の二、三年の間なら適切なものであっただろうが、二〇年以上の交渉の後では全く時代錯誤のものに思える。なぜ検証がそれほど重大で複雑な作業を必要とする困難なプロセスとまだ見なされなければならないのか理解できない。」⁽⁵⁵⁾と、厳しく非難している。

このような意見の対立が見られたが、この問題は具体的には、どの機関において審議及び交渉されるべきかという側面に重点が移っていった。スウェーデン及び七七カ国グループは、包括的核実験禁止の具体的交渉のための最善の形は軍縮委員会(CD)の中にアドホック作業部会を設置することであると主張し、米英ソに対しそのような作業部会の設置に賛成するよう強く要請していた。これらの国は、米英ソ三国の交渉と軍縮委員会における交渉が平行して行なわれることを期待し、この二つの交渉は相互に補完し合い勇気づけ合うものであると考えていた。

これに対して、米英ソ三国はこの問題を軍縮委員会で審議することを好まず、彼らの間でのみ交渉を続けるべきであると主張しており、たとえば米国は、「前進するための最善の方法は、三国の交渉によると考えている。」⁽⁵⁶⁾と述

べ、ソ連も、「ソ連、英国、米国の中の三国交渉が核実験禁止問題に対する最善のアプローチであると考えている。」と主張していた。このように、包括的核実験禁止の交渉を核兵器国のみで行なうか、あるいは一定の非核兵器国をも交えたフォーラムで行なうべきかについて、鋭い意見の対立が見られた。⁽⁵⁷⁾

また非核兵器国は、包括的核実験禁止条約が締結されるまで、米英ソ三国は一方的もしくは三国による核実験のモラトリアムを実施するよう主張していたが、米国は、包括的核実験禁止条約は十分な検証措置に基づかなければならないという根拠から、モラトリアムには絶対反対の立場をとっていた。⁽⁵⁸⁾

次に、核軍備競争の量的側面からの規制については、SALT II条約が再検討会議における議論の中心であった。SALT II条約は一九七九年六月一八日に署名されたが、この会議の時期には米国での批准手続は行なわれていなかった。そのためこの会議における議論はSALT IIの内容に関するものではなく、SALT IIの早期の批准及び批准されるまでの条約の地位、さらにはSALT IIIへの進展に関するものであった。

SALT IIの内容に関する深い議論は行なわれなかったが、それは核軍備競争を停止させないし戦略分野における軍事費を減少させないという批判も存在した。しかし一般にはSALT IIは歓迎され、SALT IIの早期の批准はほとんどすべての国により主張された。これに対し、米国代表は、「できるだけ早く協定の批准の手続をとる決意」⁽⁶⁰⁾を表明していた。

SALT IIに関する議論の中心は、SALT IIが批准されるまでの間米ソ両国はそれにどう対応すべきかという問題であり、多くの非核兵器国は、SALT IIが発効するまでそれがあつかも正式に効力を発生しているかのよう⁽⁶¹⁾に条約を遵守するよう米ソ両国に要請していた。また西側八カ国の提案も、「会議は、SALT II条約の効力発生

までの間、条約署名国である核兵器国がその諸規定のいかなるものとも矛盾する行動をとらないようにという希望を表明する。」と規定していた。⁽⁶²⁾

米国政府も、批准に至るまでの間、これらの協定の規定に矛盾するようないかなる行動をもとらないと明確にその意図を表明していた。しかし、東側を代表するハンガリー・ポーランド提案にはこのような考えは含まれていなかったし、ソ連も、「ソ連代表は、批准に先立ってSALT IIの規定を履行すべきだとする見解には同意できない。なぜならそのようなことは協定の遵守に対する信頼を損うし、協定が法的効力をもつプロセスを重要でないものにしてしまうからである。ソ連はSALT IIの迅速な批准と迅速な効力発生を望んでいる。」⁽⁶³⁾と述べ、必ずしも西側の見解には同意していない。

さらに、多くの国はSALT III、すなわち戦略兵器の数の大幅な削減及び重大な質的制限に向けて交渉を開始すべきことを主張した。しかし、この交渉はSALT IIの効力発生を前提とするものであり、その前提自体が不確かな状態にあった。

核軍備競争の量的な制限に関するもう一つの措置として、兵器目的の分裂性物質の生産停止の措置が若干の非核兵器国から主張されていた。特にノルウェーは、「この禁止は、以前にくらべて核兵器国と非核兵器国を平等の立場におくことになるだろう。ここでは、核兵器国は非核兵器国に要求されるのと同じIAEA保障措置を受諾しなければならぬだろう。そのことにより二つのカテゴリーの国家間にある差別の重要な要素を取り除くことになる。」⁽⁶⁴⁾と述べ、核軍縮の措置を核兵器国と非核兵器国の平等の取り扱いの問題と関連づけて主張している。この主張に対し核兵器国は全く反応していない。

(c) 再検討会議の評価

第二回NPT再検討会議は、何らの実質的な文書を採用することにも失敗し、会議自体は失敗であったと一般に評価されている。会議が失敗であった基本的な理由は、NPT第六条の履行に関連している。すなわち第六条の履行に関する核兵器国と非核兵器国の対立であり、主として核兵器国がNPT体制における自らの義務を果たしていないことに基づいている。これに関してのSIPRIの評価は以下のようである。

第二回NPT再検討会議における七七カ国グループの要求は、実際、最低限のものであった。彼らは即時の核軍縮を言い張るのではなく、核軍縮に導くような協定を締結するという核兵器国の約束の何らかの証拠を要求しているだけであった。しかしながら核兵器国は実質的には手ぶらで会議にやってきたし、第六条に関する議論の激しさに対し全く何も準備していなかった。またBarnabyも、会議が失敗した原因として、「その失敗の責任は、いかなる軍備管理または軍縮措置をもはつきり約束することを拒否している米国及びソ連の非妥協的態度にある。」と分析しているし、Towleも、「第二回NPT再検討会議が合意できなかったのは、核拡散と核軍縮という問題の結びつきに関して、第三世界と先進国の間で意見が基本的に異なっていることを反映している。」と述べ、NPT体制における核軍縮の位置づけについて、両国家群の間に大きな認識の相違があることを指摘している。⁽⁶⁷⁾

第二回NPT再検討会議も、第一回会議と同様に、核兵器国と非核兵器国の間の見解がいかに大きく異なっているかを再び明らかにし、核軍縮に向けての進展という第六条の履行に関しては何らの成果をも生み出さなかった。

註

- (一) NPT/CONF/C.I./SR.2, 13 May 1975, para.12.
- (二) NPT/CONF/C.I./SR.5, 15 May 1975, para.22.
- (三) 国際の標準と監視の役割 S.Shestov, "The Non-Proliferation Treaty in Action", *International Affairs* (Moscow), August 1973, pp.33-40 ; Y.Tomilin, "The Non-Proliferation Problem", *International Affairs* (Moscow), December 1974, pp.28-36. 参照。
- (四) NPT/CONF/C.I./4, 20 May 1975.
- (五) NPT/CONF/28, 27 May 1975.
- (六) NPT/CONF/C.I./SR.3, 14 May 1975, para.30.
- (七) NPT/CONF/C.I./SR.5, 15 May 1975, para.1.
- (八) NPT/CONF/SR.9, 9 May 1975, para.32.
- (九) NPT/CONF/C.I./SR.5, 15 May 1975, para.13. 国際の標準と監視の役割 Nepal, NPT/CONF/C.I./SR.7, 19 May 1975, para.30. 参照。
- (一〇) NPT/CONF/SR.10, 12 May 1975, para.40 ; NPT/CONF/26, 26 May 1975.
- (一一) William Epstein, "The Proliferation of Nuclear Weapons", *Scientific American*, Vol.232, No.4, April 1975, p.18.
- (一二) NPT/CONF/17, 12 May 1975.
- (一三) NPT/CONF/18, 12 May 1975.
- (一四) NPT/CONF/SR.9, 9 May 1975, para.50.

- (15) NPT/CONF/C.I./SR.13, 23 May 1975, para.13.
- (16) NPT/CONF/C.I./SR.1, 13 May 1975, paras.5-6.
- (17) NPT/CONF/C.I./SR.2, 13 May 1975, para.19.
- (18) NPT 第八条一項及び二項は以下のように規定している。
1. いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国の三分の一以上の要請があったときは、寄託国政府は、その改正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。
 2. この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票（締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。）による議決で承認されなければならない。その改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書（締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。）が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。
- (19) NPT/CONF/C.I./SR.3, 14 May 1975, para.17.
- (20) NPT/CONF/C.I./SR.1, 13 May 1975, para.8.
- (21) NPT/CONF/C.I./SR.4, 15 May 1975, para.33.
- (22) NPT/CONF/C.I./SR.3, 14 May 1975, para.29.
- (23) NPT/CONF/SR.2, 6 May 1975, para.1.

- (74) 独逸民主主義 German Democratic Republic, NPT/CONF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.19 ; Poland, NPT/CONF/C.I/SR.4, 15 May 1975, para.31. 阿羅士呢羅ウソソ A.Roshchin, "Nuclear Non-Proliferation for Maintaining Peace", *International Affairs* (Moscow), April 1980, pp.76-81. 参照。
- (75) Czechoslovakia, NPT/CONF/C.I/SR.4, 15 May 1975, para.13 ; Hungary, *ibid.*, para.23 ; Poland, *ibid.*, para.29 ; Bulgaria, NPT/CONF/C.I/SR.1, 13 May 1975, para.7.
- (76) NPT/CONF/C.I/4, 20 May 1975, para.4.
- (77) NPT/CONF/35/I, 30 May 1975, Annex II , p.21.
- (78) NPT/CONF/C.I/SR.3, 14 May 1975, para.36.
- (79) NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.24.
- (80) NPT/CONF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.10.
- (81) NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.24.
- (82) NPT/CONF/C.I/SR.13, 23 May 1975, para.12.
- (83) NPT/CONF/C.I/SR.13, 23 May 1975, paras.23-26.
- (84) USSR, NPT/CONF/C.I/SR.13, 23 May 1975, para.13 ; US, *ibid.*, para.28.
- (85) Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty : Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, p.156.
- (86) Sverre Lodgaard, "Reviewing the Non-Proliferation Treaty : Status and Prospects", *Instant Research on Peace and Violence*, Vol.5, No.1, 1975, p.18.
- (87) William Epstein, "Nuclear Proliferation in the Third World", *Journal of International Affairs*, Vol.29, No.2, Fall

- 1975, pp.190-191; 西郷 昭雄 ヲノヰ William Epstein, "Failure at the NPT Review Conference", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XXXI, No.7, September 1975, pp.46-48; William Epstein, *Retrospective on the NPT Review Conference: Proposals for the Future*, The Stanley Foundation Occasional Paper 9, 1975. 論評°
- (8) Onkar Marwah, "The NPT Review Conference, Geneva, 1975", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), *Nuclear Proliferation and the Near-Nuclear Countries*, 1975, p.311.
- (9) Bruce Unger, "The Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference: An Unsuccessful Attempt to Stem the Tide", *World Affairs*, Vol.132, No.2, Fall 1976, p.87.
- (10) Georges Fischer, "La Conférence des Parties chargées de l'examen du Traité sur la Non-prolifération des Armes Nucléaires", *Annuaire Français de Droit International*, 1975, p.43.
- (11) William Epstein, "Failure of Review Conference: Setback for Non-Proliferation", *International Perspectives*, May/June 1981, p.24.
- (12) NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980.
- (13) NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980.
- (14) NPT/CONF. II/C.I/7, 26 August 1980.
- (15) NPT/CONF. II/C.I/10, 27 August 1980.
- (16) NPT/CONF. II/SR.6, 14 August 1980, para.28; NPT/CONF. II/C.I/SR.3, 21 August 1980, para.25.
- (17) NPT/CONF. II/SR.2, 12 August 1980, paras.6 and 8.
- (18) NPT/CONF. II/SR.4, 21 August 1980, para.20.

- (49) NPT/CONF. II/SR.2, 12 August 1980, paras.30-34.
- (50) NPT/CONF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, paras.11-12.
- (51) 第一回国連軍縮特別総会最終文書第五〇項は以下のやうに規定している。
核軍縮の達成には、適切な段階に、関連国家の満足する十分な検証措置をそなえた、以下のことについての協定を緊急に交渉することが必要であらう。
- (a) 核兵器体系の質的な改善及び開発の停止。
- (b) あらゆるタイプの核兵器及びその運搬手段の生産停止、並びに兵器目的の分裂性物質の生産停止。
- (c) 可能な場合には、できるだけ早期に核兵器及びその運搬手段の究極的かつ完全な撤廃へと導くような、それらの貯蔵の漸進的かつ均衡のとれた削減のための期限を定めた包括的かつ段階的なプログラム。
- (25) Sweden, NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980 ; Group 77, NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980 ; Canada, NPT/CONF. II/C.I/7, 26 August 1980 ; Hungary and Poland, NPT/CONF. II/C.I/10, 27 August 1980.
- (26) NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980.
- (27) NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980.
- (28) NPT/CONF. II/SR.7, 14 August 1980, para.6.
- (29) NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, para.23.
- (30) NPT/CONF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, para.14.
- (31) たひせき Group 77, NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980 ; Japan, NPT/CONF. II/SR.6, 14 August 1980, para.28 ; NPT/CONF. II/C.I/SR.3, 21 August 1980, para.25 ; Mexico, NPT/CONF. II/SR.7, 14 August 1980,

- para.9 ; NPT/CONF. II/C.I/SR.3, 21 August 1980, para.33.
- (65) NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, paras.21-22.
- (66) NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, para.24.
- (67) Group 77, NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980 ; Sweden, NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980.
- (68) Australia, Belgium, Canada, Greece, Italy, Japan, Netherlands and New Zealand, NPT/CONF. II/C.I/6, 27 August 1980.
- (69) NPT/CONF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, para.13.
- (70) NPT/CONF. II/SR.3, 12 August 1980, para.25.
- (71) "The Second NPT Review Conference", *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1981*, p.329.
- (72) Frank Barnaby, "The NPT Review Conference—Much Talk, Few Results", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.36, No.9, November 1980, p.7.
- (73) Philip Towle, "Nuclear Non-Proliferation : Deadlock at Geneva", *World Today*, Vol.36, No.10, October 1980, p.371.

四 核兵器不拡散と核軍縮の関連

——むすびにかえて——

NPT第六条の形成過程、意義及び履行過程を検討することにより、核兵器不拡散と核軍縮の関連は極めて明らかな形で示される。この問題は現代国際社会の基本的な構造に関わる重要な問題であり、特に核兵器をめぐる国際社会の平和と安全保障の中核に関わる問題である。

以上の検討から明らかであるように、核兵器不拡散と核軍縮の関連については、核兵器国と非核兵器国の間に極めて鋭い見解の対立が見られる。それは最初は条約の形成過程において存在し、第六条の成立によって一応の妥協が図られたにもかかわらず、その解釈に関して対立が存在しているし、また第六条の履行に関してはさらに鋭い対立が生じてきている。

条約形成過程において一定の非核兵器国は、核兵器不拡散と核軍縮を直接に結合させるべきだと主張していたが、核兵器国の受け入れるところとはならなかったため、この問題は第六条によって解決された。そこで、核兵器国は誠実に核軍縮の交渉を行なう義務を引き受けた。このような条約の規定に基づいて、核兵器国は核兵器及びその運搬手段を規制する一定の条約を締結したが、核軍備競争は停止されることなくますます激しさを加えて継続している。このような現状に対して、核兵器国は第六条を履行していると主張し、非核兵器国は第六条が履行されていないと強く批判している。

このことは、大部分、NPT体制に対する両国家群の認識の相違に基づいている。一九六八年に成立したNPT

体制は、非核兵器国の核兵器に関する活動を全面的に禁止する一方、核兵器国の核兵器に関する活動はその時点で全く規制せず、その後の交渉に委ねるといった形をとったため、核兵器国にとっては一九六八年に成立した形でのNPT体制が極めて都合のいいものであった。たとえば、Rostchinは、一九六八年に成立した形でのNPTは核兵器国と非核兵器国に対する義務に関してバランスのとれたものであると主張している⁽¹⁾。

さらに核兵器国は、米ソを中心とする核軍縮交渉に非核兵器国が介入することには一貫して反対している。このことは、第一回NPT再検討会議での追加議定書案に対する態度からも明らかであるし、軍縮委員会内における包括的核実験禁止の交渉のための作業部会の設置に関する議論からも明らかである。このように、核兵器国によるNPT体制の理解あるいは認識は、核兵器不拡散それ自体が重要であり、それは必ずしも核軍縮と結びつくものではないというものである。

他方、非核兵器国によるNPT体制の認識は、核兵器不拡散を核軍縮とできるだけ強く結びつけていこうとするものである。このような考えの極端なものは、核兵器不拡散をいわゆる「水平的核兵器不拡散」とし、核兵器国による核軍備競争の停止をいわゆる「垂直的核兵器不拡散」と定義することにより、すなわち核兵器不拡散の概念を拡大することによって、両者を同一の概念の下でとらえようとするものである。このような概念の拡大は、この二つのものの関連が緊密であることを強調する点で大きな政治的効果をもつものであるが、NPTの規定する核兵器不拡散の概念とは異なるものであるから、法的概念として用いるのは好ましくない。

条約の規定によれば、核兵器不拡散の措置が条約の効力発生と共に実施され、それに引き続いて核軍縮の措置が実施されるべきであると、多くの非核兵器国は理解している。たとえば Mietinenは、「NPTは最終的な状態で

はなく、初期の暫定的な凍結であると多くの非核兵器国は考えている」と分析し、NPTを「将来の交渉のための枠組」として性格づけることは正当であると主張している。⁽²⁾

核兵器不拡散は、新しい核兵器国の出現を防止するという主要目的をもつものであり、核兵器を所有する国の数が増大すれば、戦争において核兵器が使用される可能性も増大するであろうという点から考えて、核兵器不拡散それ自体も国際の平和と安全にとって重要な意義をもっている。また核兵器国が常に強調しているように、まわりの非核兵器国が核兵器の選択を放棄した場合、その非核兵器国は核兵器による攻撃または威嚇を受けるおそれがないので、その点において非核兵器国の安全は高められる。この論理は、非核兵器国相互の間においては正しいものである。このように、以上の二点において核兵器不拡散はそれ自体の存在理由を有しており、そこに大きな意義が認められる。

しかし、核兵器国との関連で考えるならば、核兵器不拡散措置は全く不十分なものであって、この点に関して核軍縮の重要性が強調されなければならないものとなる。核兵器不拡散と核軍縮は相互依存関係にある。⁽³⁾

まず、核兵器を所有していることの安全保障上の意味に関して、Taylorが、「現在核兵器を所有している国が、核兵器がない場合よりそれを所有している方がもっと安全であると感じているように行動し続けるならば、他の国もそれに続くであろうという結論を導かざるを得ない。」⁽⁴⁾と述べており、Epsteinも、「超大国がこの終りのない無意味な核軍備競争を続けている限り、核兵器は安全保障のためには必要でもないし有益でもない」と非核兵器国を説得することは極めて困難であろう。⁽⁵⁾と述べているように、核兵器国がその安全保障のために核兵器を重要視し続けるならば、他国に核兵器の放棄を要求することは説得力をもたなくなるであろうし、現在NPTに加入していな

いくつかの国をNPTに加入させることは不可能となるであろう。

次に、核兵器を所有していることの政治的意味に関して、Fainが、「したがって外交政策の目標としての『不拡散』は、部分的には、外交の道具としての核兵器の最大限の有効性を維持しようとする問題である。」と分析し、Banabyも、核兵器国が核兵器の政治的価値を強調している点を指摘しているように、⁽⁷⁾現在の国際社会において、核兵器は大きな政治的意味をもっている。

現在の非核兵器国が核兵器の開発を開始しても、超大国に匹敵しうる核軍備を所有することは不可能である。しかし小規模な核軍備でも一定の安全保障上の意味をもつこともあるし、さらに、政治的な側面では小規模な核軍備でも大きな意味をもちうるであろう。したがって、核軍備競争を継続することにより核兵器がもっている軍事的及び政治的な価値を強調することは、NPT体制自体をも危うくするであろうし、そのことにより国際社会全体の安全も損われるであろう。

逆の側面から考えた場合、すなわち核兵器国が核軍縮を行なった場合に非核兵器国の安全保障が強化されるかどうかという問題については、核軍備競争の停止の措置や少しの削減の措置ではそれほど効果はないと考えられる。もつとも、非核兵器国に対する核兵器使用の禁止のような措置は、非核兵器国の安全保障を高めることができる。核軍縮が非核兵器国に大きな効果を与えるのは、安全保障の側面よりも政治的な側面である。核兵器国がその莫大な核軍備を背景として国際関係を処理している現状に対して、核軍縮を行なうことは、核兵器の政治的価値を低下させ、核兵器の強さを背景とする国際関係を改善するであろうし、またそのことは非核兵器国が核兵器を取得しようとする動機を小さくするであろう。

核兵器不拡散と核軍縮は相互依存関係にあり、NPT体制においては、条約の効力発生と共にまず核兵器不拡散の措置が実施され、すでに一二〇国近くの非核兵器国が条約に参加している。核兵器国は常に条約の普遍性を強調し、できるだけ多くの非核兵器国が条約に参加すべきであると主張している。その主張自体は、国際の平和と安全という側面から考えても望ましいことであり、さらにすべての非核兵器国がこの条約に参加することはNPT体制の強化にとって有益であろう。

しかし、潜在的な核兵器国でまだ条約に参加していないいくつかの国が存在しているし、すでに条約に参加している国の多くは不拡散を核軍縮のための前提ととらえ、核兵器不拡散に引き続いて核軍縮が行なわれることを期待している。このような状況において、相互依存関係という点から考えても、NPT体制が一応成立した後においては、核兵器国の核軍縮措置がとられるべきであり、それが無い場合には、条約の普遍性を確保できないばかりか、さらにはすでに存在しているNPT体制の崩壊へと導く危険も存在する。たとえばNachtは、この場合を、「米国及びソ連が彼らの核兵器への欲望を停止できないので、これは非核兵器国に対してまずい例を示しており、独立した核兵器能力を求める国々に対して理論的根拠を与えている。」と説明している。⁽⁸⁾

また多くの非核兵器国は、核兵器不拡散措置に引き続いて核軍縮措置がとられることを期待し、NPT第六条はそう規定していると確信してNPTに加入したのであるが、実際には十分な核軍縮措置はとられていない。これに関してSubrahmanyamは、「ふり返って見れば、軍備管理に本当に関心をもっている多くの国々は、NPTの下で彼らの核オプションをあまりにも早く放棄してしまったので、真の軍備管理を実現させるためにその核オプションを交渉のてことして用いることができなかった。」⁽⁹⁾と述べつつ、インドの立場を擁護すると共に、核兵器国の核軍

縮に進展が見られないことについて条約に参加している国は無力であると主張している。しかし彼の意見は、核兵器国が核軍縮を行っていないことを非難している点は正しいが、条約に参加した国が何らの交渉のてこをもたないということ、及び条約に参加しない国がより大きな交渉のてこをもつという主張は正しくない。条約に参加している国は、そのことよって国際の平和と安全に有益な影響を与えているし、さらに再検討会議に参加できる。また自らNPTに参加することにより、核兵器国に対して第六条の履行を要求する立場は強化されるのである。

核兵器不拡散と核軍縮の問題を関連づけるもう一つの根拠は、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスというNPT体制の基本的な要請である。核軍縮の側面にこの原則を適用するならば、非核兵器国は条約の発効と共に核兵器不拡散という厳格な義務を引き受けているのであり、それに対して核兵器国は核軍備競争の早期の停止及び核軍縮の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉する義務を引き受けているので、この二つの義務の間にバランスが成り立つためには、核兵器国は一定の期間の後には核軍縮を実施すべきであるということになる。

Myrdalはこの点に関して、「超大国がその代価をまだ払っていないことは、すべての人々にとって明白である。……超大国は最初の支払いとして、核兵器のない国々に対して核兵器で攻撃しないことを即時に誓約すべきであるし、超大国は新しい核兵器の実験と開発の停止に合意すべきである。」と述べ、その根拠として、「核兵器国は、最初から払うべきであった代価を今払わなければならない。それは世界の残りの国々が非核兵器国であり続けることに満足するようにするためである。」と説明している⁽¹⁰⁾。

NPT体制は、まず核兵器不拡散の措置をとり、それに引き続いて核軍縮の措置をとるという形になっている。したがってその初期においては核兵器不拡散措置が優先され、核兵器国が核軍縮を行なうのを容易にするため、あ

るいは核軍縮の前提として、新しい核兵器国の出現を防止することに焦点が合わされてきた。それによってすでに一二〇国近くの非核兵器国がこの条約に参加した。もちろんこの条約への参加を拒否している一定の非核兵器国が存在することは確かである。しかし一二〇国近くの非核兵器国がこの条約に参加しているという事実は、一応NPT体制はすでに成立していることを示しているので、義務のバランスの側面から考えて、核兵器国が核軍縮の措置をとることが要請される。確かに、核兵器国は戦略兵器に関する交渉などを通じて、一定の軍備制限の措置に合意してきたが、それらは核軍備競争を停止させることとはならなかったし、核軍備競争は特に質的な側面においてさらに激しく継続されている。

また、NPTに参加しない重要な国々、たとえばインド、パキスタン、イスラエル、ブラジル、アルゼンチンなどの国々を条約に参加させるよう働きかけることは当然必要であるし、そのことにより条約の普遍性を確保することは望ましいことである。そのためにも、当初から差別的な条約であると考えられていたNPTを、義務のバランスの原則に従って矯正し、より公平なNPT体制へと移行することが緊急の課題である。このことにより、すなわち核軍縮を実施することにより、NPT体制の差別性に反対して条約に参加しない国々にとっても、参加の展望が開けてくるであろう。

NPT体制をその形成過程から総合的に検討し、核兵器不拡散と核軍縮の相互依存関係及び核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという側面を考慮するならば、NPT体制が一応成立した段階において核軍備競争がさらに激しく展開されているという事態は、NPT第六条の規定と矛盾するものである。核兵器国が核軍縮を行なうことは、多くの非核兵器国の主張を受け入れ、より公平なNPT体制への移行を可能にするし、そのことによって国際の平

和と安全もあつた促進されることなる。

註

- (1) A. Roshchin, "Nuclear Non-Proliferation for Maintaining Peace", *International Affairs* (Moscow), April 1980, p.78.
- (2) Jorma K. Miettinen, "European Security and the Non-proliferation Treaty", SIPRI, *Nuclear Proliferation Problems*, 1974, pp.292 and 294.
- (3) Philip J. Farley, "Nuclear Proliferation", Henry Owen and Charles L. Schultze (eds.) *Setting National Priorities: the Next Ten Years*, 1976, pp.152 and 161.
- (4) Theodore B. Taylor, "The International Regulation of Nuclear Energy: Peaceful Uses of Nuclear Energy: Environment, Security and Safety Considerations", *Columbia Journal of International Law*, Vol.16, No.3, 1977, p.428.
- (5) William Epstein, "Failure of Review Conference: Setback for Non-Proliferation", *International Perspectives*, May/June 1981, p.25.
- (6) Richard Falk, "Nuclear Weapons Proliferation as World Order Problem", *International Security*, Vol.1, No.3, Winter 1977, p.84.
- (7) Frank Barnaby, "On the Second NPT Review Conference", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.36, No.7, September 1980, p.20.
- (8) Michael Nacht, "Global Trends in Nuclear Proliferation", Robert O'Neill (ed.), *Insecurity: The Spread of Weapons in*

the Indian and Pacific Oceans, 1978, p.18.

- (9) K. Subrahmanyam, "India's Nuclear Policy", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), *Nuclear Proliferation and the Near-Nuclear Countries*, 1975, p.147. 同様の立場から Jaipal が「必要なのは、NPTのさらなる不平等な条約の強化ではなく、核兵器の生産、実験、貯蔵及び使用を禁止する軍縮条約である。」と主張している (Rikhi Jaipal, "The Indian Nuclear Explosion", *International Security*, Vol.1, No.4, Spring 1977, p.48.)。

- (10) Alva Myrdal, "The High Price of Nuclear Arms Monopoly", *Foreign Policy*, No.18, Spring 1975, pp.31-32 and 38.

(一九八四・六・五)

(本稿は昭和五九年度文部省科学研究費補助金一般研究Cによる成果の一部である。)